

旧	新	備考
八尾市地域防災計画 第 2 部 災害応急対策 災害復旧・復興対策  令和4年3月 八尾市防災会議	八尾市地域防災計画 第 2 部 災害応急対策 災害復旧・復興対策  令和7年4月 八尾市防災会議	修正

旧	新	備考
災害応急対策 第 1 編 災害対策組織 第 1 編 災害対策組織 第 1 章 災害対策組織 第 1 節 災害対策本部 第 1 設置基準 - 震度5弱以上を観測した時(自動設置) 東海地震警戒宣言が発令された時(自動設置) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された時(自動設置) - 特別警報が発表された時又は発表が予測される時 - 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、その対策が必要と認められる時 - 大規模な災害の発生が予測され、その対策を要すると認められる時 - 災害救助法が適用される程度の災害が発生した時 - その他市長が必要と認めた時 第 2 配備 配備体制は、4号配備又は5号配備とする。 - 震度5弱を観測した場合、東海地震警戒宣言が発令された場合及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合 ⇒ 4号配備(自動配備) - 震度5強以上を観測した場合 ⇒ 5号配備(自動配備) その他の場合は、第2編第1章第1節及び第3編第1章第1節に定めるほか、災害の状況に応じて災害警戒本部長が指示する。	災害応急対策 第 1 編 災害対策組織 第 1 編 災害対策組織 第 1 章 災害対策組織 第 1 節 災害対策本部 第 1 設置基準 - 震度5弱以上を観測した時(自動設置) - 特別警報が発表された時又は発表が予測される時 - 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、その対策が必要と認められる時 - 大規模な災害の発生が予測され、その対策を要すると認められる時 - 災害救助法が適用される程度の災害が発生した時 - その他市長が必要と認めた時 第 2 配備 配備体制は、3号配備、4号配備又は5号配備とする。 - 震度5弱を観測した時 ⇒ 3号配備(自動配備) 3号配備では対処できない時 ⇒ 4号配備(配備指示) - 震度5強以上を観測した時 ⇒ 5号配備(自動配備) その他の場合は、第2編第1章第1節及び第3編第1章第1節に定めるほか、災害の状況に応じて災害警戒本部長が指示する。	削除 削除 追記 削除・追記

旧	新	備考
第3 組織等 1 本部の組織 災害対策本部組織は、市長を本部長とし、以下の構成員で構成する。 【災害対策本部組織の構成】 	第3 組織等 1 本部の組織 災害対策本部組織は、市長を本部長とし、以下の構成員で構成する。 【災害対策本部組織の構成】 	削除 削除 追記 削除

旧	新	備考																												
2 各班の事務分掌 (1)本部参謀 本部参謀は、各グループ・各班から独立し、災害対策本部全体を統括し、災害対策方針及び復興の企画立案、情報収集・整理・伝達、災害に関する広報を担い、危機管理監は本部長の補佐を行う。 なお、本市職員に加え、国・府・自衛隊等外部の防災関係機関から、必要に応じ市長が指名するもので構成する。 <table><tr><th>班名 (班長)</th><th>構成課</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>統括班 (総務課長)</td><td>総務課 政策推進課 財政課</td><td> ・関係機関との連絡調整、渉外に関すること ・各グループに対する事務の緊急割当に関すること ・各グループの災害対策活動の連絡調整に関すること ・救援・復興の企画立案に関すること ・災害対策予算に関すること ・災害に伴う財源措置に関すること </td></tr><tr><td>情報収集・整理班 (行政改革課長)</td><td>行政改革課 (ICT推進室除く) 人権政策課 いじめから子どもを守る課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 ※公平委員会事務局</td><td> ・地震及び気象情報の収集・報告に関すること ・被害状況・災害対策活動状況、マスコミ情報等の収集・整理・報告に関すること ・被害統計の作成に関すること ・災害に伴う各種データ作成・管理に関すること </td></tr><tr><td>報道広報班 (広報・公民連携課長)</td><td>広報・公民連携課</td><td> ・災害情報及び避難情報の広報に関すること ・報道機関との連絡に関すること ・広報紙等の災害広報の実施に関すること ・災害記録の収集及び編集に関すること </td></tr></table>	班名 (班長)	構成課	事務分掌	統括班 (総務課長)	総務課 政策推進課 財政課	・関係機関との連絡調整、渉外に関すること ・各グループに対する事務の緊急割当に関すること ・各グループの災害対策活動の連絡調整に関すること ・救援・復興の企画立案に関すること ・災害対策予算に関すること ・災害に伴う財源措置に関すること	情報収集・整理班 (行政改革課長)	行政改革課 (ICT推進室除く) 人権政策課 いじめから子どもを守る課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 ※公平委員会事務局	・地震及び気象情報の収集・報告に関すること ・被害状況・災害対策活動状況、マスコミ情報等の収集・整理・報告に関すること ・被害統計の作成に関すること ・災害に伴う各種データ作成・管理に関すること	報道広報班 (広報・公民連携課長)	広報・公民連携課	・災害情報及び避難情報の広報に関すること ・報道機関との連絡に関すること ・広報紙等の災害広報の実施に関すること ・災害記録の収集及び編集に関すること	2 各班の事務分掌 (1)本部参謀 本部参謀は、各グループ・各班から独立し、災害対策本部全体を統括し、災害対策方針及び復興の企画立案、情報収集・整理・伝達、災害に関する広報を担い、危機管理監は本部長の補佐を行う。 なお、本市職員に加え、国・府・自衛隊等外部の防災関係機関から、必要に応じ市長が指名するもので構成する。 <table><tr><th>構成員</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>危機管理監及び本部長が指名する者</td><td>専門的知見に基づき災害応急対策活動の総合方針の立案を担うなど、本部長の補佐に関すること</td></tr></table> <table><tr><th>班名 (班長)</th><th>構成課</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>統括班 (総務課長)</td><td>総務課 政策推進課 財政課</td><td> ・関係機関との連絡調整、渉外に関すること ・各グループに対する事務の緊急割当に関すること ・各グループの災害対策活動の連絡調整に関すること ・救援・復興の企画立案に関すること ・災害対策予算に関すること ・災害に伴う財源措置に関すること </td></tr><tr><td>情報収集・整理班 (行政経営改革課長)</td><td>行政経営改革課 人権政策課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 ※公平委員会事務局</td><td> ・地震及び気象情報の収集・報告に関すること ・被害状況・災害対策活動状況、マスコミ情報等の収集・整理・報告に関すること ・被害統計の作成に関すること ・災害に伴う各種データ作成・管理に関すること </td></tr><tr><td>報道広報班 (広報課長)</td><td>広報課</td><td> ・災害情報及び避難情報の広報に関すること ・報道機関との連絡に関すること ・広報紙等の災害広報の実施に関すること ・災害記録の収集及び編集に関すること </td></tr></table>	構成員	事務分掌	危機管理監及び本部長が指名する者	専門的知見に基づき災害応急対策活動の総合方針の立案を担うなど、本部長の補佐に関すること	班名 (班長)	構成課	事務分掌	統括班 (総務課長)	総務課 政策推進課 財政課	・関係機関との連絡調整、渉外に関すること ・各グループに対する事務の緊急割当に関すること ・各グループの災害対策活動の連絡調整に関すること ・救援・復興の企画立案に関すること ・災害対策予算に関すること ・災害に伴う財源措置に関すること	情報収集・整理班 (行政経営改革課長)	行政経営改革課 人権政策課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 ※公平委員会事務局	・地震及び気象情報の収集・報告に関すること ・被害状況・災害対策活動状況、マスコミ情報等の収集・整理・報告に関すること ・被害統計の作成に関すること ・災害に伴う各種データ作成・管理に関すること	報道広報班 (広報課長)	広報課	・災害情報及び避難情報の広報に関すること ・報道機関との連絡に関すること ・広報紙等の災害広報の実施に関すること ・災害記録の収集及び編集に関すること	追記 追記 追記、削除 削除 削除 削除
班名 (班長)	構成課	事務分掌																												
統括班 (総務課長)	総務課 政策推進課 財政課	・関係機関との連絡調整、渉外に関すること ・各グループに対する事務の緊急割当に関すること ・各グループの災害対策活動の連絡調整に関すること ・救援・復興の企画立案に関すること ・災害対策予算に関すること ・災害に伴う財源措置に関すること																												
情報収集・整理班 (行政改革課長)	行政改革課 (ICT推進室除く) 人権政策課 いじめから子どもを守る課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 ※公平委員会事務局	・地震及び気象情報の収集・報告に関すること ・被害状況・災害対策活動状況、マスコミ情報等の収集・整理・報告に関すること ・被害統計の作成に関すること ・災害に伴う各種データ作成・管理に関すること																												
報道広報班 (広報・公民連携課長)	広報・公民連携課	・災害情報及び避難情報の広報に関すること ・報道機関との連絡に関すること ・広報紙等の災害広報の実施に関すること ・災害記録の収集及び編集に関すること																												
構成員	事務分掌																													
危機管理監及び本部長が指名する者	専門的知見に基づき災害応急対策活動の総合方針の立案を担うなど、本部長の補佐に関すること																													
班名 (班長)	構成課	事務分掌																												
統括班 (総務課長)	総務課 政策推進課 財政課	・関係機関との連絡調整、渉外に関すること ・各グループに対する事務の緊急割当に関すること ・各グループの災害対策活動の連絡調整に関すること ・救援・復興の企画立案に関すること ・災害対策予算に関すること ・災害に伴う財源措置に関すること																												
情報収集・整理班 (行政経営改革課長)	行政経営改革課 人権政策課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 ※公平委員会事務局	・地震及び気象情報の収集・報告に関すること ・被害状況・災害対策活動状況、マスコミ情報等の収集・整理・報告に関すること ・被害統計の作成に関すること ・災害に伴う各種データ作成・管理に関すること																												
報道広報班 (広報課長)	広報課	・災害情報及び避難情報の広報に関すること ・報道機関との連絡に関すること ・広報紙等の災害広報の実施に関すること ・災害記録の収集及び編集に関すること																												

旧	新	備考																		
(2)資源運用グループ(資源運用G)	(2)資源運用グループ(資源運用G)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align:center; background-color: #d9d9d9;">班名 (班长)</th><th style="text-align:center; background-color: #d9d9d9;">構成課</th><th style="text-align:center; background-color: #d9d9d9;">事務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報通信班 (ICT推進室長)</td><td><u>行政改革課</u> <u>(ICT推進室)</u></td><td>・ I C Tを活用した情報処理に関すること</td></tr> <tr> <td>車両・用地班 (財産活用課長)</td><td>財産活用課</td><td> ・市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること ・市有財産（普通財産）の被害調査及び応急措置に関する事 こと ・車両の確保及び配車に関すること ・車両の借り上げ及び輸送機関との連絡に關するこ と ・仮設住宅用地調査に関すること </td></tr> </tbody> </table>	班名 (班长)	構成課	事務分掌	情報通信班 (ICT推進室長)	<u>行政改革課</u> <u>(ICT推進室)</u>	・ I C Tを活用した情報処理に関すること	車両・用地班 (財産活用課長)	財産活用課	・市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること ・市有財産（普通財産）の被害調査及び応急措置に関する事 こと ・車両の確保及び配車に関すること ・車両の借り上げ及び輸送機関との連絡に關するこ と ・ 仮設 住宅用地調査に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align:center; background-color: #d9d9d9;">班名 (班长)</th><th style="text-align:center; background-color: #d9d9d9;">構成課</th><th style="text-align:center; background-color: #d9d9d9;">事務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報通信班 (デジタル戦略課長)</td><td><u>デジタル戦略課</u></td><td>・ I C Tを活用した情報処理に関すること</td></tr> <tr> <td>車両・用地班 (財産活用課長)</td><td>財産活用課</td><td> ・市有財産（普通財産）の緊急使用に関するこ と ・市有財産（普通財産）の被害調査及び応急措 置に関する事 と ・車両の確保及び配車に関すること ・車両の借り上げ及び輸送機関との連絡に關 すること ・建設型応急住宅用地調査に関すること </td></tr> </tbody> </table>	班名 (班长)	構成課	事務分掌	情報通信班 (デジタル戦略課長)	<u>デジタル戦略課</u>	・ I C Tを活用した情報処理に関すること	車両・用地班 (財産活用課長)	財産活用課	・市有財産（普通財産）の緊急使用に関するこ と ・市有財産（普通財産）の被害調査及び応急措 置に関する事 と ・車両の確保及び配車に関すること ・車両の借り上げ及び輸送機関との連絡に關 すること ・建設型 応急 住宅用地調査に関すること	修正
班名 (班长)	構成課	事務分掌																		
情報通信班 (ICT推進室長)	<u>行政改革課</u> <u>(ICT推進室)</u>	・ I C Tを活用した情報処理に関すること																		
車両・用地班 (財産活用課長)	財産活用課	・市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること ・市有財産（普通財産）の被害調査及び応急措置に関する事 こと ・車両の確保及び配車に関すること ・車両の借り上げ及び輸送機関との連絡に關するこ と ・ 仮設 住宅用地調査に関すること																		
班名 (班长)	構成課	事務分掌																		
情報通信班 (デジタル戦略課長)	<u>デジタル戦略課</u>	・ I C Tを活用した情報処理に関すること																		
車両・用地班 (財産活用課長)	財産活用課	・市有財産（普通財産）の緊急使用に関するこ と ・市有財産（普通財産）の被害調査及び応急措 置に関する事 と ・車両の確保及び配車に関すること ・車両の借り上げ及び輸送機関との連絡に關 すること ・建設型 応急 住宅用地調査に関すること																		
		修正																		

[illegible]

旧				新				備考
			・救護所及び避難所における保健衛生活動に 関すること ・食品衛生に関すること ・環境衛生に関すること ・動物衛生に関すること ・入浴施設の設置の支援に関すること ・感染症発生時の対応に関すること ・災害時要援護者（母子・難病）支援に関する こと ・心のケア相談窓口等の設置に関すること ・D H E A T等の保健所管轄の外部応援職員の 健康管理に関すること ・救護所及び避難所における保健衛生活動に 関すること ・被災者の健康維持活動に関すること ・感染症の予防接種に関すること				・救護所及び避難所における保健衛生活動に 関すること ・食品衛生に関すること ・環境衛生に関すること ・動物衛生に関すること ・入浴施設の設置の支援に関すること ・感染症発生時の対応に関すること ・災害時要援護者（母子・難病）支援に関する こと ・心のケア相談窓口等の設置に関すること ・D H E A T等の保健所管轄の外部応援職員の 健康管理に関すること ・被災者の健康維持活動に関すること ・感染症の予防接種に関すること	削除

(4) 避難所グループ(避難所G)

班 名 (班 長)	構成課	事務分掌
地域福祉班 (地域共生推進課長)	地域共生推進課 福祉指導監査課 生活福祉課 高齢介護課 障がい福祉課 こども若者政策課 こども総合支援課 こども施設運営課 保育・こども園課 市立認定こども園	・ボランティア窓口との連絡調整に関するこ と ・見舞金、弔慰金及び災害援護資金等の支給 及び貸付けに関すること ・行方不明者の捜索の調整に関すること ・遺体の搬送及び安置、棺・ドライアイス・ 骨つぼ等の手配に関すること ・避難誘導、広域避難場所への誘導、広域避 難場所の運営に関すること ・災害時要配慮者の安全確認及び援助に関す ること ・災害時要配慮者の安否確認及び避難誘導等 に関すること ・災害時要配慮者の２次的避難に関すること (福祉避難所、仮設住宅への受入れ) ・福祉関係団体及び国際交流関係団体との連 絡調整に関すること ・関係施設の入居者の安全確保及び施設の保 全に関すること

(4) 避難所グループ(避難所G)

班 名 (班 長)	構成課	事務分掌
地域福祉班 (地域共生推進課長)	地域共生推進課 福祉指導監査課 生活福祉課 高齢介護課 障がい福祉課 こども若者政策課 こども・いじめ何 でも相談課 こども健康課（母 子保健係除く） こども施設運営課 保育・こども園課 市立認定こども園	・ボランティア窓口との連絡調整に関するこ と ・見舞金、弔慰金及び災害援護資金等の支給 及び貸付けに関すること ・行方不明者の捜索の調整に関すること ・遺体の搬送及び安置、棺・ドライアイス・ 骨つぼ等の手配に関すること ・避難誘導、広域避難場所への誘導、広域避 難場所の運営に関すること ・災害時要配慮者の安全確認及び援助に関す ること ・災害時要配慮者の安否確認及び避難誘導等 に関すること ・災害時要配慮者の２次的避難に関すること (福祉避難所、仮設住宅への受入れ) ・福祉関係団体及び国際交流関係団体との連 絡調整に関すること ・関係施設の入居者の安全確保及び施設の保 全に関すること

削除・追記
追記

旧			新			備考																								
		・被災者の生活援護に関すること（災害時要配慮者含む） ・私立認定こども園等との連絡調整に関すること ・認定こども園等の被害調査と応急対策に関すること ・入所児童の安全確保、避難誘導等に関すること ・応急保育計画と入所児童の健康管理に関すること			・被災者の生活援護に関すること（災害時要配慮者含む） ・私立認定こども園等との連絡調整に関すること ・認定こども園等の被害調査と応急対策に関すること ・入所児童の安全確保、避難誘導等に関すること ・応急保育計画と入所児童の健康管理に関すること																									
(5)社会基盤復旧グループ(社会基盤復旧G) 社会基盤復旧グループは、土下水道、道路、河川、公園、施設、住宅等のインフラ系、ハード系の復旧対策を迅速に実施することを担う。 <table><tr><th>グループ長</th><th>副グループ長</th><th>グループ員</th></tr><tr><td>都市整備部長</td><td>水道局長</td><td>下水道部長 建築部長</td></tr></table> <table><tr><th>班名 (班長)</th><th>構成課</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>応急給水・上水道班 (経営総務課長)</td><td>経営総務課 お客さまサービス課 工事管理課 施設整備課</td><td> ・本部及び関係機関との連絡に関すること ・要員の動員及び配置に関すること ・要員の給食及び寝具に関すること ・住民への広報活動に関すること ・応援職員等の受入れに関すること ・災害に伴う水道局の財政計画に関すること ・車両の確保及び配車に関すること ・所管施設の被害状況の把握に関すること ・資材の管理に関すること ・断水地区への応急給水作業の実施に関するこ と ・災害による各戸使用水量の認定に関すること ・応援給水車の指揮監督に関すること ・給水予備要員に関すること ・応急給水計画の作成に関すること ・応急復旧計画の作成に関すること ・時間給水の計画及び実施に関すること ・送・配水管の災害調査及び報告に関すること ・被害状況調査及び報告に関すること </td></tr></table>			グループ長	副グループ長	グループ員	都市整備部長	水道局 長	下水道部長 建築部長	班名 (班長)	構成課	事務分掌	応急給水・上水道班 (経営総務課長)	経営総務課 お客さまサービス課 工事管理課 施設整備課	・本部及び関係機関との連絡に関すること ・要員の動員及び配置に関すること ・要員の給食及び寝具に関すること ・住民への広報活動に関すること ・応援職員等の受入れに関すること ・災害に伴う水道局の財政計画に関すること ・車両の確保及び配車に関すること ・所管施設の被害状況の把握に関すること ・資材の管理に関すること ・断水地区への応急給水作業の実施に関するこ と ・災害による各戸使用水量の認定に関すること ・応援給水車の指揮監督に関すること ・給水予備要員に関すること ・応急給水計画の作成に関すること ・応急復旧計画の作成に関すること ・時間給水の計画及び実施に関すること ・送・配水管の災害調査及び報告に関すること ・被害状況調査及び報告に関すること	(5)社会基盤復旧グループ(社会基盤復旧G) 社会基盤復旧グループは、下水道、道路、河川、公園、施設、住宅等のインフラ系、ハード系の復旧対策を迅速に実施することを担う。 <table><tr><th>グループ長</th><th>副グループ長</th><th>グループ員</th></tr><tr><td>都市整備部長</td><td><u>下水道部</u>長</td><td>建築部長</td></tr></table> <table><tr><th>班名 (班長)</th><th>構成課</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>			グループ長	副グループ長	グループ員	都市整備部長	<u>下水道部</u> 長	建築部長	班名 (班長)	構成課	事務分掌				削除 <
グループ長	副グループ長	グループ員																												
都市整備部長	水道局 長	下水道部長 建築部長																												
班名 (班長)	構成課	事務分掌																												
応急給水・上水道班 (経営総務課長)	経営総務課 お客さまサービス課 工事管理課 施設整備課	・本部及び関係機関との連絡に関すること ・要員の動員及び配置に関すること ・要員の給食及び寝具に関すること ・住民への広報活動に関すること ・応援職員等の受入れに関すること ・災害に伴う水道局の財政計画に関すること ・車両の確保及び配車に関すること ・所管施設の被害状況の把握に関すること ・資材の管理に関すること ・断水地区への応急給水作業の実施に関するこ と ・災害による各戸使用水量の認定に関すること ・応援給水車の指揮監督に関すること ・給水予備要員に関すること ・応急給水計画の作成に関すること ・応急復旧計画の作成に関すること ・時間給水の計画及び実施に関すること ・送・配水管の災害調査及び報告に関すること ・被害状況調査及び報告に関すること																												
グループ長	副グループ長	グループ員																												
都市整備部長	<u>下水道部</u> 長	建築部長																												
班名 (班長)	構成課	事務分掌																												

旧			新			備考
		・断水地区の送水系等の調査及び緊急切替措置に関すること ・受・配水施設の災害復旧作業に関すること ・送・配水管の応急修繕に関すること ・給水装置の応急修繕に関すること ・応急復旧作業の実施に関すること ・工作資機材の調達に関すること ・受・配水施設の災害調査及び報告に関すること ・災害地の水質検査及び対策に関すること ・物資調達・配給班の応援に関すること				
土木対策・交通班 (都市政策課長)	都市政策課 都市交通課 都市基盤整備課 土木管財課 土木建設課 土木管理事務所 農とみどりの振興課 下水道経営企画課 下水道管理課 下水道整備課	・道路、橋梁、河川、公園、下水道施設等の被害調査及び応急措置及び復旧に関すること ・関係施設の被害調査に関すること ・緊急交通路、避難路の維持補修に関すること ・道路、河川等障害物の除去に関すること ・公園施設の利用に係る調整に関すること ・水防活動に関すること ・土砂災害の調査及び応急措置に関すること ・農業用ため池、用排水路、樋門等の被害調査及び応急対策に関すること ・災害時の交通対策に関すること ・交通機関との連絡調整に関すること ・道路の被害調査等の応援に関すること ・交通規制等の調整に関すること ・下水道施設の機械器具の整備点検及び操作指示に関すること ・下水道施設の機能確保に関すること ・関係業者への協力要請及び重機の調達に関すること ・他班への応援に関すること	土木対策・交通班 (都市政策課長)	都市政策課 都市交通課 都市基盤整備課 土木管財課 土木建設課 土木管理事務所 ※農とみどりの振興課 下水道経営企画課 下水道管理課 下水道整備課	・道路、橋梁、河川、公園、下水道施設等の被害調査及び応急措置及び復旧に関すること ・関係施設の被害調査に関すること ・緊急交通路、避難路の維持補修に関すること ・道路、河川等障害物の除去に関すること ・公園施設の利用に係る調整に関すること ・水防活動に関すること ・土砂災害の調査及び応急措置に関すること ・農業用ため池、用排水路、樋門等の被害調査及び応急対策に関すること ・災害時の交通対策に関すること ・交通機関との連絡調整に関すること ・道路の被害調査等の応援に関すること ・交通規制等の調整に関すること ・下水道施設の機械器具の整備点検及び操作指示に関すること ・下水道施設の機能確保に関すること ・関係業者への協力要請及び重機の調達に関すること	追記
倒壊家屋・住宅対策班 (住宅政策課長)	住宅政策課 審査指導課 公共建築課 住宅管理課	・市有公共建築物の点検及び応急修理に関すること ・市有公共建築物の災害復旧に要する資材及び重機等の調達供給に関すること ・応急仮設住宅の建設準備に関すること ・市有建築物の災害復旧に関し、関係業者への協力を要請すること ・被災建築物の応急危険度判定に関すること ・被災宅地の危険度判定に関すること	倒壊家屋・住宅対策班 (住宅政策課長)	住宅政策課 審査指導課 公共建築課 住宅管理課	・市有公共建築物の点検及び応急修理に関すること ・市有公共建築物の災害復旧に要する資材及び重機等の調達供給に関すること ・<u>建設型</u>応急住宅の建設準備に関すること ・市有建築物の災害復旧に関し、関係業者への協力を要請すること ・被災建築物の応急危険度判定に関すること ・被災宅地の危険度判定に関すること	削除 追記、削除

旧		
		・倒壊家屋の解体除去に関すること ・災害救助法による住宅の応急修理に関すること ・災害復興住宅資金の貸付け認定に関すること ・宅地造成に伴う開発地域等の危険区域の調査に関すること

(6)生活復旧支援グループ(生活復旧支援G)

班名 (班長)	構成課	事務分掌
家屋調査班 (資産税課長)	資産税課 納税課	・災害による住家等の被害認定調査に関すること ・住家等被害判定会議の開催に関すること ・災害に伴う市税の減免に関すること ・罹災証明書交付の応援に関すること
産業班 (産業政策課長)	産業政策課 労働支援課 農業委員会事務局	・初動時の物資調達・配給に関すること ・農作物及び農林、商工施設等の被害調査及び災害関係融資、復興支援に関すること

※固定資産評価審査委員会事務局については、単独で所属する職員のみとする。(兼務職員については原課の構成課に所属するものとする。)

3 本部長代行、職務・権限の代行

(1)本部長代行

本部長に事故のある時は、次に定める順でその職務を代行する。

1 副市長 ※

2 危機管理監

3 教育長

4 病院事業管理者

5 ~~水道事業管理者~~

5 オブザーバーの出席

事務局は、災害対策本部会議の議事のため、必要と認める場合に、本部長(市長)の承認を得て、大阪広域水道企業団八尾水道センター長はじめその他防災関係機関職員に対しオブザーバーの出席を求めることができる。ただし、大阪広域水道企業団八尾水道センター長に限っては、災害対策本部会議にオブザーバーとして出席することとする。

新		
		・倒壊家屋の解体除去に関すること ・災害救助法による住宅の応急修理に関すること ・災害復興住宅資金の貸付け認定に関すること ・宅地造成等に伴う開発地域等の危険区域の調査に関すること

※農とみどりの振興課については、単独で所属する職員のみとする。(兼務職員については原課の構成課に所属するものとする。)

(6)生活復旧支援グループ(生活復旧支援G)

班名 (班長)	構成課	事務分掌
家屋調査班 (資産税課長)	資産税課 納税課	・災害による住家等の被害認定調査に関すること ・<u>住家等被害認定会議</u>の開催に関すること ・災害に伴う市税の減免に関すること ・罹災証明書交付の応援に関すること
産業班 (産業政策課長)	産業政策課 労働支援課 <u>※農業委員会事務局</u>	・初動時の物資調達・配給に関すること ・農作物及び農林、商工施設等の被害調査及び災害関係融資、復興支援に関すること

※固定資産評価審査委員会事務局及び農業委員会事務局については、単独で所属する職員のみとする。(兼務職員については原課の構成課に所属するものとする。)

3 本部長代行、職務・権限の代行

(1)本部長代行

本部長に事故のある時は、次に定める順でその職務を代行する。

1 副市長 ※

2 危機管理監

3 教育長

4 病院事業管理者

削除

追記

第2節 災害警戒本部 第1 設置基準 ● 震度4を観測した時(自動設置) ● 東海地震注意情報が発表された時(自動設置) ● 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合(自動設置) ● 大雨・洪水・暴風等の警報が発表され、災害の発生が予測される時 ● 風水害等により災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり、災害対策本部の設置に至らないものの、災害応急対策を取る必要があると認められる時 ● その他市長が必要と認めた時 第2 配備 配備体制は、2号配備又は3号配備とする。 ● 震度4を観測した場合 ⇒ 2号配備(自動配備) ● 震度4を観測し、2号配備では対処できない場合又は東海地震注意情報が発表された場合及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合 ⇒ 3号配備(配備指示) その他の場合は、第2編第1章第1節及び第3編第1章第1節に定めるほか、災害の状況に応じて災害警戒本部長が指示する。 第3 組織等 1 本部の組織 災害警戒本部組織は、副市長を本部長とし、以下の構成員で構成する。	第2節 災害警戒本部 第1 設置基準 ● 震度4を観測した時(自動設置) ● 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合(自動設置) ● 大雨・洪水・暴風等の警報が発表され、災害の発生が予測される時 ● 風水害等により災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり、災害対策本部の設置に至らないものの、災害応急対策を取る必要があると認められる時 ● その他市長が必要と認めた時 第2 配備 配備体制は、<u>1号配備、2</u>号配備又は3号配備とする。 ● 震度4を観測した<u>時又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された時</u> ⇒ <u>1</u>号配備(自動配備) ● <u>1</u>号配備では対処できない<u>時</u> ⇒ 2号配備(配備指示) その他の場合は、第2編第1章第1節及び第3編第1章第1節に定めるほか、災害の状況に応じて災害警戒本部長が指示する。 第3 組織等 1 本部の組織 災害警戒本部組織は、副市長を本部長とし、以下の構成員で構成する。	削除 修正 追記 修正 修正
---	---	--

旧	新	備考
【災害警戒本部組織の構成】 八尾市災害警戒本部組織 本部長 副本部長 本部員 副市長 副市長 危機管理監 総務部長 健康福祉部長 環境部長 都市整備部長 建築部長 消防長 副教育長 その他必要な部の部長級 本部参謀 危機管理監 本部参謀班 統括班 情報収集・整理班 報道広報班 資源運用 G 庶務班 情報通信班 動員受援・職員管理班 車両・用地班 物資調達・配給班 応援班 人命救助 G 救出救助班 保健所・健康管理班 市災害医療センター班 避難所 G 避難所管理・教育班 避難所開設班 地域福祉班 社会基盤復旧 G 応急給水・上水道班 土木対策・交通班 倒壊家屋・住宅対策班 生活復旧支援 G 地域拠点班 災害窓口班 家屋調査班 清掃・防疫班 公害調査班 産業班 市議会支援 G 市議会支援班 ・各グループ、各班からは独立し、災害対策本部全体を統括し、総合的な方針立案等に注力する体制	【災害警戒本部組織の構成】 八尾市災害警戒本部組織 本部長 副本部長 本部員 オブザーバー 副市長 副市長 危機管理監 総務部長 健康福祉部長 環境部長 都市整備部長 建築部長 消防長 副教育長 その他必要な部の部長級 大阪広域水道企業団 八尾水道センター長 その他防災関係機関職員 本部参謀 危機管理監 本部参謀班 統括班 情報収集・整理班 報道広報班 資源運用 G 庶務班 情報通信班 動員受援・職員管理班 車両・用地班 物資調達・配給班 応援班 人命救助 G 救出救助班 保健所・健康管理班 市災害医療センター班 避難所 G 避難所管理・教育班 避難所開設班 地域福祉班 社会基盤復旧 G 土木対策・交通班 倒壊家屋・住宅対策班 生活復旧支援 G 地域拠点班 災害窓口班 家屋調査班 清掃・防疫班 公害調査班 産業班 市議会支援 G 市議会支援班 ・各グループ、各班からは独立し、災害対策本部全体を統括し、総合的な方針立案等に注力する体制	追記 削除

旧	新	備考
	5 オブザーバーの出席 <u>事務局は、災害警戒本部会議の議事のため、必要と認める場合に、本部長（副市長）の承認を得て、大阪広域水道企業団八尾水道センター長はじめその他防災関係機関職員に対しオブザーバーの出席を求めることができる。</u>	追記
第3節 警戒準備本部	第3節 警戒準備本部	
第1 設置基準	第1 設置基準	
●東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された時 ● 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された時 ● 大雨・洪水・暴風等の警報が発表され、配備体制会議で指示された場合 ● 降雨量・水位等の観測状況からみて災害の発生するおそれがあるが、災害警戒本部や水防本部の設置に至らないもの ● その他市長が必要と認めた時	● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された時 ● 大雨・洪水・暴風等の警報が発表され、配備体制会議で指示された場合 ● 降雨量・水位等の観測状況からみて災害の発生するおそれがあるが、災害警戒本部や水防本部の設置に至らないもの ● その他市長が必要と認めた時	削除・修正
第2 配備	第2 配備	
配備体制は、1号配備とする。	配備体制は、 警戒配備又は 1号配備とする。	追記
その他の場合は、第2編第1章第1節及び第3編第1章第1節に定めるほか、災害の状況に応じて警戒準備本部長が指示する。	● <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された時 ⇒ 警戒配備（自動設置）</u> その他の場合は、第2編第1章第1節及び第3編第1章第1節に定めるほか、災害の状況に応じて警戒準備本部長が指示する。	追記
第3 組織等	第3 組織等	
1 本部の組織	1 本部の組織	
警戒準備本部組織は、危機管理監を本部長とし、以下の構成員で構成する。	警戒準備本部組織は、危機管理監を本部長とし、以下の構成員で構成する。	
【警戒準備本部組織の構成】	【警戒準備本部組織の構成】	

旧		新		備考
八尾市警戒準備本部組織 本部長 副本部長 本部員 危機管理監 総務部長 健康福祉部長 環境部長 都市整備部長 建築部長 消防長 副教育長 その他必要な部の部長級	本部参謀 危機管理監 本部参謀班 統括班 情報収集・整理班 報道広報班 ・各グループ、各班からは独立し、災害対策本部全体を統括し、総合的な方針立案等に注力する体制 資源運用 G 庶務班 情報通信班 動員受援・職員管理班 車両・用地班 物資調達・配給班 応援班 人命救助 G 救出救助班 保健所・健康管理班 市災害医療センター班 避難所 G 避難所管理・教育班 避難所開設班 地域福祉班 社会基盤復旧 G 応急給水・上水道班 土木対策・交通班 倒壊家屋・住宅対策班 生活復旧支援 G 地域拠点班 災害窓口班 家屋調査班 清掃・防疫班 公害調査班 産業班 市議会支援 G 市議会支援班	八尾市警戒準備本部組織 本部長 副本部長 本部員 オブザーバー 危機管理監 総務部長 健康福祉部長 環境部長 都市整備部長 建築部長 消防長 副教育長 その他必要な部の部長級 大阪広域水道企業団 八尾水道センター長 その他防災関係機関職員	本部参謀 危機管理監 本部参謀班 統括班 情報収集・整理班 報道広報班 ・各グループ、各班からは独立し、災害対策本部全体を統括し、総合的な方針立案等に注力する体制 資源運用 G 庶務班 情報通信班 動員受援・職員管理班 車両・用地班 物資調達・配給班 応援班 人命救助 G 救出救助班 保健所・健康管理班 市災害医療センター班 避難所 G 避難所管理・教育班 避難所開設班 地域福祉班 社会基盤復旧 G 土木対策・交通班 倒壊家屋・住宅対策班 生活復旧支援 G 地域拠点班 災害窓口班 家屋調査班 清掃・防疫班 公害調査班 産業班 市議会支援 G 市議会支援班	追記 追記 削除 追記
		5 オブザーバーの出席 事務局は、警戒準備本部会議の議事のため、必要と認める場合に、本部長(危機管理監)の承認を得て、大阪広域水道企業団八尾水道センター長はじめその他防災関係機関職員に対しオブ		

旧	新	備考
第4節 警戒配備 第1 設置基準 ● 震度3を観測した時(自動設置) ● 大雨・洪水・暴風等の警報が発表された時 ● 降雨量・水位等の観測状況からみて、災害に警戒する必要がある場合で、警戒準備本部の設置に至らないものの、最小限の体制をとる必要があると認められた時 ● 局地的に軽微な災害が発生した時 第2 配備 震度3を観測した時は自動配備とする。 ●動員配備対象:危機管理課、総務課 勤務時間外において、あらかじめ指名された職員は、各自の震度確認に基づき、直ちに参集する。	<u>ザーバーの出席を求めることができる。</u> 第4節 警戒配備 第1 設置基準 ● 震度3を観測した時<u>又は南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された</u>時(自動設置) ● 大雨・洪水・暴風等の警報が発表された時 ● 降雨量・水位等の観測状況からみて、災害に警戒する必要がある場合で、警戒準備本部の設置に至らないものの、最小限の体制をとる必要があると認められた時 ● 局地的に軽微な災害が発生した時 第2 配備 震度3を観測した時<u>又は南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表され</u>た時は、自動配備とする。 ●動員配備対象:危機管理課、総務課 勤務時間外において、あらかじめ指名された職員は、各自の震度確認に基づき、直ちに参集する。	追記 追記

旧	新	備考																																																																																																																																							
第2章 甚大な災害における活動体制	第2章 甚大な災害における活動体制																																																																																																																																								
第2節 時間軸に応じた体制	第2節 時間軸に応じた体制																																																																																																																																								
第1 班体制の変化	第1 班体制の変化																																																																																																																																								
【発災当日】 体制コード:レッド <table><tr><th>基本のG・班</th><th>応援するG・班</th></tr><tr><td colspan="2">本部参謀</td></tr><tr><td>本部参謀班</td><td></td></tr><tr><td>統括班</td><td>応援班</td></tr><tr><td>情報収集・整理班</td><td>災害窓口班 公害調査班</td></tr><tr><td>報道広報班</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">資源運用G</td></tr><tr><td>庶務班</td><td></td></tr><tr><td>情報通信班</td><td></td></tr><tr><td>動員受援・職員管理班</td><td></td></tr><tr><td>車両・用地班</td><td></td></tr><tr><td>物資調達・配給班</td><td>産業班</td></tr><tr><td>応援班</td><td>統括班へ 避難所開設班へ</td></tr><tr><td colspan="2">人命救助G</td></tr><tr><td>救出救助班</td><td></td></tr><tr><td>保健所・健康管理班</td><td></td></tr><tr><td>市災害医療センター班</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">避難所G</td></tr><tr><td>避難所管理・教育班</td><td>避難所開設班へ</td></tr><tr><td>避難所開設班</td><td>応援班 避難所管理・教育班 清掃・防疫班</td></tr><tr><td>地域福祉班</td><td>地域拠点班</td></tr><tr><td colspan="2">社会基盤復旧G</td></tr><tr><td>応急給水・上水道班</td><td></td></tr><tr><td>土木対策・交通班</td><td></td></tr><tr><td>倒壊家屋・住宅対策班</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">生活復旧支援G</td></tr><tr><td>地域拠点班</td><td>地域福祉班へ</td></tr><tr><td>災害窓口班</td><td>情報収集・整理班へ</td></tr><tr><td>家屋調査班</td><td></td></tr><tr><td>清掃・防疫班</td><td>避難所開設班へ</td></tr><tr><td>公害調査班</td><td>情報収集・整理班へ</td></tr><tr><td>産業班</td><td>物資調達・配給班へ</td></tr><tr><td colspan="2">市議会支援G</td></tr><tr><td>市議会支援班</td><td></td></tr></table> 【発災後2～3日】 体制コード:オレンジ <table><tr><th>基本のG・班</th><th>応援するG・班</th></tr><tr><td colspan="2">本部参謀</td></tr><tr><td>本部参謀班</td><td></td></tr><tr><td>統括班</td><td>応援班</td></tr><tr><td>情報収集・整理班</td><td>災害窓口班 公害調査班</td></tr><tr><td>報道広報班</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">資源運用G</td></tr><tr><td>庶務班</td><td></td></tr><tr><td>情報通信班</td><td></td></tr><tr><td>動員受援・職員管理班</td><td></td></tr><tr><td>車両・用地班</td><td></td></tr><tr><td>物資調達・配給班</td><td>産業班</td></tr><tr><td>応援班</td><td>統括班へ 避難所開設班へ</td></tr><tr><td colspan="2">人命救助G</td></tr><tr><td>救出救助班</td><td></td></tr><tr><td>保健所・健康管理班</td><td></td></tr><tr><td>市災害医療センター班</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">避難所G</td></tr><tr><td>避難所管理・教育班</td><td>避難所開設班へ</td></tr><tr><td>避難所開設班</td><td>応援班 避難所管理・教育班 清掃・防疫班</td></tr><tr><td>地域福祉班</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">社会基盤復旧G</td></tr><tr><td>応急給水・上水道班</td><td></td></tr><tr><td>土木対策・交通班</td><td></td></tr><tr><td>倒壊家屋・住宅対策班</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">生活復旧支援G</td></tr><tr><td>地域拠点班</td><td></td></tr><tr><td>災害窓口班</td><td>情報収集・整理班へ</td></tr><tr><td>家屋調査班</td><td></td></tr><tr><td>清掃・防疫班</td><td></td></tr><tr><td>公害調査班</td><td>情報収集・整理班へ</td></tr><tr><td>産業班</td><td>物資調達・配給班へ</td></tr><tr><td colspan="2">市議会支援G</td></tr><tr><td>市議会支援班</td><td></td></tr></table>	基本のG・班	応援するG・班	本部参謀		本部参謀班		統括班	応援班	情報収集・整理班	災害窓口班 公害調査班	報道広報班		資源運用G		庶務班		情報通信班		動員受援・職員管理班		車両・用地班		物資調達・配給班	産業班	応援班	統括班へ 避難所開設班へ	人命救助G		救出救助班		保健所・健康管理班		市災害医療センター班		避難所G		避難所管理・教育班	避難所開設班へ	避難所開設班	応援班 避難所管理・教育班 清掃・防疫班	地域福祉班	地域拠点班	社会基盤復旧G		応急給水・上水道班		土木対策・交通班		倒壊家屋・住宅対策班		生活復旧支援G		地域拠点班	地域福祉班へ	災害窓口班	情報収集・整理班へ	家屋調査班		清掃・防疫班	避難所開設班へ	公害調査班	情報収集・整理班へ	産業班	物資調達・配給班へ	市議会支援G		市議会支援班		基本のG・班	応援するG・班	本部参謀		本部参謀班		統括班	応援班	情報収集・整理班	災害窓口班 公害調査班	報道広報班		資源運用G		庶務班		情報通信班		動員受援・職員管理班		車両・用地班		物資調達・配給班	産業班	応援班	統括班へ 避難所開設班へ	人命救助G		救出救助班		保健所・健康管理班		市災害医療センター班		避難所G		避難所管理・教育班	避難所開設班へ	避難所開設班	応援班 避難所管理・教育班 清掃・防疫班	地域福祉班		社会基盤復旧G		応急給水・上水道班		土木対策・交通班		倒壊家屋・住宅対策班		生活復旧支援G		地域拠点班		災害窓口班	情報収集・整理班へ	家屋調査班		清掃・防疫班		公害調査班	情報収集・整理班へ	産業班	物資調達・配給班へ	市議会支援G		市議会支援班		行削除
基本のG・班	応援するG・班																																																																																																																																								
本部参謀																																																																																																																																									
本部参謀班																																																																																																																																									
統括班	応援班																																																																																																																																								
情報収集・整理班	災害窓口班 公害調査班																																																																																																																																								
報道広報班																																																																																																																																									
資源運用G																																																																																																																																									
庶務班																																																																																																																																									
情報通信班																																																																																																																																									
動員受援・職員管理班																																																																																																																																									
車両・用地班																																																																																																																																									
物資調達・配給班	産業班																																																																																																																																								
応援班	統括班へ 避難所開設班へ																																																																																																																																								
人命救助G																																																																																																																																									
救出救助班																																																																																																																																									
保健所・健康管理班																																																																																																																																									
市災害医療センター班																																																																																																																																									
避難所G																																																																																																																																									
避難所管理・教育班	避難所開設班へ																																																																																																																																								
避難所開設班	応援班 避難所管理・教育班 清掃・防疫班																																																																																																																																								
地域福祉班	地域拠点班																																																																																																																																								
社会基盤復旧G																																																																																																																																									
応急給水・上水道班																																																																																																																																									
土木対策・交通班																																																																																																																																									
倒壊家屋・住宅対策班																																																																																																																																									
生活復旧支援G																																																																																																																																									
地域拠点班	地域福祉班へ																																																																																																																																								
災害窓口班	情報収集・整理班へ																																																																																																																																								
家屋調査班																																																																																																																																									
清掃・防疫班	避難所開設班へ																																																																																																																																								
公害調査班	情報収集・整理班へ																																																																																																																																								
産業班	物資調達・配給班へ																																																																																																																																								
市議会支援G																																																																																																																																									
市議会支援班																																																																																																																																									
基本のG・班	応援するG・班																																																																																																																																								
本部参謀																																																																																																																																									
本部参謀班																																																																																																																																									
統括班	応援班																																																																																																																																								
情報収集・整理班	災害窓口班 公害調査班																																																																																																																																								
報道広報班																																																																																																																																									
資源運用G																																																																																																																																									
庶務班																																																																																																																																									
情報通信班																																																																																																																																									
動員受援・職員管理班																																																																																																																																									
車両・用地班																																																																																																																																									
物資調達・配給班	産業班																																																																																																																																								
応援班	統括班へ 避難所開設班へ																																																																																																																																								
人命救助G																																																																																																																																									
救出救助班																																																																																																																																									
保健所・健康管理班																																																																																																																																									
市災害医療センター班																																																																																																																																									
避難所G																																																																																																																																									
避難所管理・教育班	避難所開設班へ																																																																																																																																								
避難所開設班	応援班 避難所管理・教育班 清掃・防疫班																																																																																																																																								
地域福祉班																																																																																																																																									
社会基盤復旧G																																																																																																																																									
応急給水・上水道班																																																																																																																																									
土木対策・交通班																																																																																																																																									
倒壊家屋・住宅対策班																																																																																																																																									
生活復旧支援G																																																																																																																																									
地域拠点班																																																																																																																																									
災害窓口班	情報収集・整理班へ																																																																																																																																								
家屋調査班																																																																																																																																									
清掃・防疫班																																																																																																																																									
公害調査班	情報収集・整理班へ																																																																																																																																								
産業班	物資調達・配給班へ																																																																																																																																								
市議会支援G																																																																																																																																									
市議会支援班																																																																																																																																									
16																																																																																																																																									

旧		新		備考
【発災後4～7日】体制コード:イエロー		【発災後8～14日】体制コード:グリーン		行削除 文言削除
基本のG・班		基本のG・班		
本部参謀		本部参謀		
本部参謀班		本部参謀班		
統括班		統括班		
情報収集・整理班		公害調査班		
報道広報班		報道広報班		
資源運用G		資源運用G		
庶務班		庶務班		
情報通信班		情報通信班		
動員受援・職員管理班		動員受援・職員管理班		
車両・用地班		車両・用地班		
物資調達・配給班		産業班		
応援班		必要な班へ		
人命救助G		人命救助G		
救出救助班		救出救助班		
保健所・健康管理班		保健所・健康管理班		
市災害医療センター班		市災害医療センター班		
避難所G		避難所G		
避難所管理・教育班		避難所開設班へ		
避難所開設班		避難所管理・教育班		
地域福祉班		地域福祉班		
社会基盤復旧G		社会基盤復旧G		
応急給水・上水道班		応急給水・上水道班		
土木対策・交通班		倒壊家屋・住宅対策班へ		
倒壊家屋・住宅対策班		土木対策・交通班		
生活復旧支援G		生活復旧支援G		
地域拠点班		地域拠点班		
災害窓口班		災害窓口班		
家屋調査班		家屋調査班		
清掃・防疫班		清掃・防疫班		
公害調査班		情報収集・整理班へ		
産業班		物資調達・配給班へ		
市議会支援G		市議会支援G		
市議会支援班		市議会支援班		

【発災後4～7日】体制コード:イエロー		【発災後8～14日】体制コード:グリーン	
基本のG・班		基本のG・班	
本部参謀		本部参謀	
本部参謀班		本部参謀班	
統括班		統括班	
情報収集・整理班		公害調査班	
報道広報班		報道広報班	
資源運用G		資源運用G	
庶務班		庶務班	
情報通信班		情報通信班	
動員受援・職員管理班		動員受援・職員管理班	
車両・用地班		車両・用地班	
物資調達・配給班		産業班	
応援班		必要な班へ	
人命救助G		人命救助G	
救出救助班		救出救助班	
保健所・健康管理班		保健所・健康管理班	
市災害医療センター班		市災害医療センター班	
避難所G		避難所G	
避難所管理・教育班		避難所開設班へ	
避難所開設班		避難所管理・教育班	
地域福祉班		地域福祉班	
社会基盤復旧G		社会基盤復旧G	
土木対策・交通班		土木対策・交通班	
倒壊家屋・住宅対策班		倒壊家屋・住宅対策班	
生活復旧支援G		生活復旧支援G	
地域拠点班		地域拠点班	
災害窓口班		災害窓口班	
家屋調査班		家屋調査班	
清掃・防疫班		清掃・防疫班	
公害調査班		情報収集・整理班へ	
産業班		物資調達・配給班へ	
市議会支援G		市議会支援G	
市議会支援班		市議会支援班	

旧	新	備考																																																																																																																																																																																																									
【発災後15日以降】 通常体制 <table><tr><th colspan="2">基本のG・班</th><th>応援するG・班</th></tr><tr><td colspan="3">本部参謀</td></tr><tr><td>本部参謀班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>統括班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>情報収集・整理班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>報道広報班</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">資源運用G</td></tr><tr><td>庶務班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>情報通信班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>動員受援・職員管理班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>車両・用地班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>物資調達・配給班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>応援班</td><td></td><td>必要な班へ</td></tr><tr><td colspan="3">人命救助G</td></tr><tr><td>救出救助班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>保健所・健康管理班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市災害医療センター班</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">避難所G</td></tr><tr><td>避難所管理・教育班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>避難所開設班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>地域福祉班</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">社会基盤復旧G</td></tr><tr><td>応急給水・上水道班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>土木対策・交通班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>倒壊家屋・住宅対策班</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">生活復旧支援G</td></tr><tr><td>地域拠点班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>災害窓口班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>家屋調査班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>清掃・防疫班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>公害調査班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>産業班</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">市議会支援G</td></tr><tr><td>市議会支援班</td><td></td><td></td></tr></table>	基本のG・班		応援するG・班	本部参謀			本部参謀班			統括班			情報収集・整理班			報道広報班			資源運用G			庶務班			情報通信班			動員受援・職員管理班			車両・用地班			物資調達・配給班			応援班		必要な班へ	人命救助G			救出救助班			保健所・健康管理班			市災害医療センター班			避難所G			避難所管理・教育班			避難所開設班			地域福祉班			社会基盤復旧G			応急給水・上水道班			土木対策・交通班			倒壊家屋・住宅対策班			生活復旧支援G			地域拠点班			災害窓口班			家屋調査班			清掃・防疫班			公害調査班			産業班			市議会支援G			市議会支援班			【発災後15日以降】 通常体制 <table><tr><th colspan="2">基本のG・班</th><th>応援するG・班</th></tr><tr><td colspan="3">本部参謀</td></tr><tr><td>本部参謀班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>統括班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>情報収集・整理班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>報道広報班</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">資源運用G</td></tr><tr><td>庶務班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>情報通信班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>動員受援・職員管理班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>車両・用地班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>物資調達・配給班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>応援班</td><td></td><td>必要な班へ</td></tr><tr><td colspan="3">人命救助G</td></tr><tr><td>救出救助班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>保健所・健康管理班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市災害医療センター班</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">避難所G</td></tr><tr><td>避難所管理・教育班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>避難所開設班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>地域福祉班</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">社会基盤復旧G</td></tr><tr><td>土木対策・交通班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>倒壊家屋・住宅対策班</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">生活復旧支援G</td></tr><tr><td>地域拠点班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>災害窓口班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>家屋調査班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>清掃・防疫班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>公害調査班</td><td></td><td></td></tr><tr><td>産業班</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">市議会支援G</td></tr><tr><td>市議会支援班</td><td></td><td></td></tr></table>	基本のG・班		応援するG・班	本部参謀			本部参謀班			統括班			情報収集・整理班			報道広報班			資源運用G			庶務班			情報通信班			動員受援・職員管理班			車両・用地班			物資調達・配給班			応援班		必要な班へ	人命救助G			救出救助班			保健所・健康管理班			市災害医療センター班			避難所G			避難所管理・教育班			避難所開設班			地域福祉班			社会基盤復旧G			土木対策・交通班			倒壊家屋・住宅対策班			生活復旧支援G			地域拠点班			災害窓口班			家屋調査班			清掃・防疫班			公害調査班			産業班			市議会支援G			市議会支援班			行削除
基本のG・班		応援するG・班																																																																																																																																																																																																									
本部参謀																																																																																																																																																																																																											
本部参謀班																																																																																																																																																																																																											
統括班																																																																																																																																																																																																											
情報収集・整理班																																																																																																																																																																																																											
報道広報班																																																																																																																																																																																																											
資源運用G																																																																																																																																																																																																											
庶務班																																																																																																																																																																																																											
情報通信班																																																																																																																																																																																																											
動員受援・職員管理班																																																																																																																																																																																																											
車両・用地班																																																																																																																																																																																																											
物資調達・配給班																																																																																																																																																																																																											
応援班		必要な班へ																																																																																																																																																																																																									
人命救助G																																																																																																																																																																																																											
救出救助班																																																																																																																																																																																																											
保健所・健康管理班																																																																																																																																																																																																											
市災害医療センター班																																																																																																																																																																																																											
避難所G																																																																																																																																																																																																											
避難所管理・教育班																																																																																																																																																																																																											
避難所開設班																																																																																																																																																																																																											
地域福祉班																																																																																																																																																																																																											
社会基盤復旧G																																																																																																																																																																																																											
応急給水・上水道班																																																																																																																																																																																																											
土木対策・交通班																																																																																																																																																																																																											
倒壊家屋・住宅対策班																																																																																																																																																																																																											
生活復旧支援G																																																																																																																																																																																																											
地域拠点班																																																																																																																																																																																																											
災害窓口班																																																																																																																																																																																																											
家屋調査班																																																																																																																																																																																																											
清掃・防疫班																																																																																																																																																																																																											
公害調査班																																																																																																																																																																																																											
産業班																																																																																																																																																																																																											
市議会支援G																																																																																																																																																																																																											
市議会支援班																																																																																																																																																																																																											
基本のG・班		応援するG・班																																																																																																																																																																																																									
本部参謀																																																																																																																																																																																																											
本部参謀班																																																																																																																																																																																																											
統括班																																																																																																																																																																																																											
情報収集・整理班																																																																																																																																																																																																											
報道広報班																																																																																																																																																																																																											
資源運用G																																																																																																																																																																																																											
庶務班																																																																																																																																																																																																											
情報通信班																																																																																																																																																																																																											
動員受援・職員管理班																																																																																																																																																																																																											
車両・用地班																																																																																																																																																																																																											
物資調達・配給班																																																																																																																																																																																																											
応援班		必要な班へ																																																																																																																																																																																																									
人命救助G																																																																																																																																																																																																											
救出救助班																																																																																																																																																																																																											
保健所・健康管理班																																																																																																																																																																																																											
市災害医療センター班																																																																																																																																																																																																											
避難所G																																																																																																																																																																																																											
避難所管理・教育班																																																																																																																																																																																																											
避難所開設班																																																																																																																																																																																																											
地域福祉班																																																																																																																																																																																																											
社会基盤復旧G																																																																																																																																																																																																											
土木対策・交通班																																																																																																																																																																																																											
倒壊家屋・住宅対策班																																																																																																																																																																																																											
生活復旧支援G																																																																																																																																																																																																											
地域拠点班																																																																																																																																																																																																											
災害窓口班																																																																																																																																																																																																											
家屋調査班																																																																																																																																																																																																											
清掃・防疫班																																																																																																																																																																																																											
公害調査班																																																																																																																																																																																																											
産業班																																																																																																																																																																																																											
市議会支援G																																																																																																																																																																																																											
市議会支援班																																																																																																																																																																																																											

旧			新			備考
第2 各班・グループの役割の変化			第2 各班・グループの役割の変化			行削除

旧			新			備考
						行削除 削除
班名、グループ名	【発災後４～７日】 体制コード：イエロー	【発災後８～14日】 体制コード：グリーン	班名、グループ名	【発災後４～７日】 体制コード：イエロー	【発災後８～14日】 体制コード：グリーン	
社会基盤復旧 G			社会基盤復旧 G			
応急給水・上水道班	応急給水活動 上水道の復旧	応急給水活動 上水道の復旧	土木対策・交通班	道路の復旧 下水道の復旧 土砂の除去、河川対策 府警と協力した緊急交通路の確保 公共交通の確保	道路の復旧 下水道の復旧 土砂の除去、河川対策 府警と協力した緊急交通路の確保 公共交通の確保	
土木対策・交通班	道路の復旧 下水道の復旧 土砂の除去、河川対策 府警と協力した緊急交通路の確保 公共交通の確保 倒壊家屋・住宅対策班の応援	道路の復旧 下水道の復旧 土砂の除去、河川対策 府警と協力した緊急交通路の確保 公共交通の確保 倒壊家屋・住宅対策班の応援		倒壊家屋・住宅対策班	市有施設の被害調査、復旧対策 被災建築物の応急危険度判定	
倒壊家屋・住宅対策班	市有施設の被害調査、復旧対策 被災建築物の応急危険度判定	市有施設の被害調査、復旧対策 被災建築物の応急危険度判定 倒壊家屋の解体除去	生活復旧支援 G			
生活復旧支援 G			地域拠点班	被災者相談等	被災者相談等	
地域拠点班	被災者相談等	被災者相談等	災害窓口班	市民相談窓口運営及び罹災証明書関連業務	市民相談窓口運営及び罹災証明書関連業務	
災害窓口班	市民相談窓口運営及び罹災証明書関連業務	市民相談窓口運営及び罹災証明書関連業務	家屋調査班	住家等被害認定調査	住家等被害認定調査	
家屋調査班	住家等被害認定調査	住家等被害認定調査	清掃・防疫班	し尿の収集・処理 遺体の火葬の実施 ごみの収集・処理	し尿の収集・処理 遺体の火葬の実施 ごみの収集・処理 市全域の防疫対策	
清掃・防疫班	し尿の収集・処理 遺体の火葬の実施 ごみの収集・処理	し尿の収集・処理 遺体の火葬の実施 ごみの収集・処理 市全域の防疫対策		公害調査班	情報収集・整理班の応援	
公害調査班	情報収集・整理班の応援	情報収集・整理班の応援	産業班	物資調達・配給班の応援	物資調達・配給班の応援	
産業班	物資調達・配給班の応援	物資調達・配給班の応援	市議会支援 G			
市議会支援 G			市議会支援班	市議会の災害対応の支援	市議会の災害対応の支援	
市議会支援班	市議会の災害対応の支援	市議会の災害対応の支援				

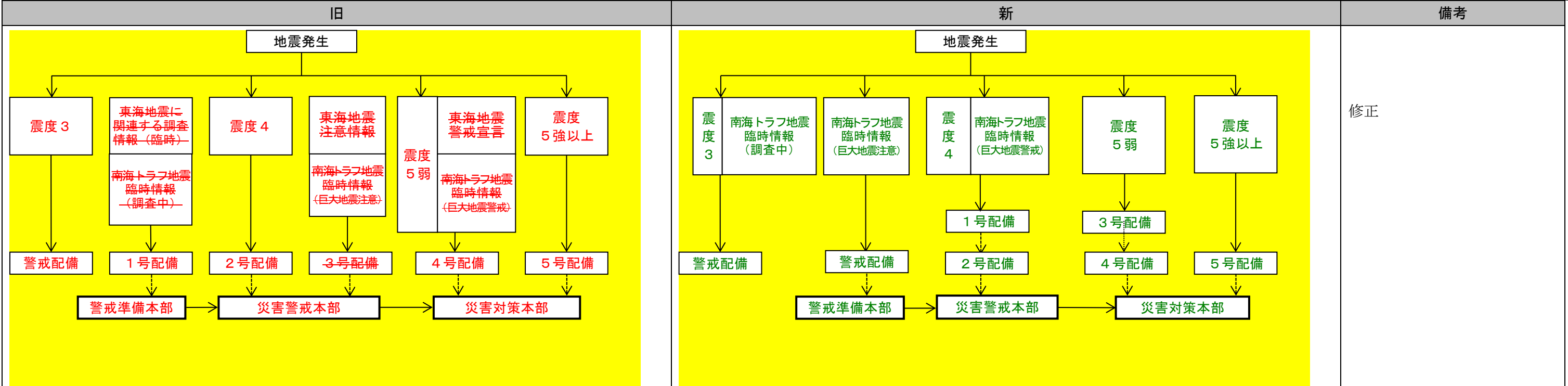
旧		新		備考
				行削除

【発災後15日以降】 通常体制	
社会基盤復旧 G	
応急給水・上水道班	応急給水活動 上水道の復旧
土木対策・交通班	道路の復旧 下水道の復旧 土砂の除去、河川対策 府警と協力した緊急交通路の確保 公共交通の確保
倒壊家屋・住宅対策班	市有施設の被害調査、復旧対策 応急仮設住宅 倒壊家屋の解体除去
生活復旧支援 G	
地域拠点班	被災者相談等
災害窓口班	罹災証明書の発行及び関連窓口業務
家屋調査班	住家等被害認定調査
清掃・防疫班	し尿の収集・処理 遺体の火葬の実施 ごみの収集・処理 災害廃棄物等の対策 市全域の防疫対策
公害調査班	公害対策全般
産業班	産業(農業含む)の復旧
市議会支援 G	
市議会支援班	市議会の災害対応の支援

【発災後15日以降】 通常体制	
社会基盤復旧 G	
土木対策・交通班	道路の復旧 下水道の復旧 土砂の除去、河川対策 府警と協力した緊急交通路の確保 公共交通の確保
倒壊家屋・住宅対策班	市有施設の被害調査、復旧対策 応急仮設住宅 倒壊家屋の解体除去
生活復旧支援 G	
地域拠点班	被災者相談等
災害窓口班	罹災証明書の発行及び関連窓口業務
家屋調査班	住家等被害認定調査
清掃・防疫班	し尿の収集・処理 遺体の火葬の実施 ごみの収集・処理 災害廃棄物等の対策 市全域の防疫対策
公害調査班	公害対策全般
産業班	産業(農業含む)の復旧
市議会支援 G	
市議会支援班	市議会の災害対応の支援

旧				新				備考
第 2 編 地震災害応急対策				第 2 編 地震災害応急対策				追記
第2編 地震災害応急対策				第2編 地震災害応急対策				
第1章 職員の配備体制				第1章 職員の配備体制				
第 1 節 活動組織の設置				第 1 節 活動組織の設置				
第1 組織体制と配備体制				第1 組織体制と配備体制				
市長は、地震情報及び被害情報に基づき、配備体制を決定する。				市長は、地震情報及び被害情報に基づき、配備体制を決定する。 <u>ただし、消防職員は八尾市消防警備規程で配備体制を定めているため、除外とする。</u>				追記
【組織・配備体制】				【組織・配備体制】				削除・追記
組織体制	配備体制	配備基準	配備内容	組織体制	配備体制	配備基準	配備内容	
—	警戒配備	・震度3を観測した時	・防災に関連する必要最低限の人員で通信情報活動を実施する体制	—	警戒配備	・震度3を観測した時 ・ <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された時</u>	・防災に関連する必要最低限の人員で通信情報活動を実施する体制	
警戒準備本部	1号配備	・ <u>東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された時</u> ・ <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された時</u> ・ <u>災害が拡大し、警戒配備では対処できない時</u> ・ <u>その他必要によって市長が当該配備を指令する時</u>	・ <u>各グループ必要最小限度の人員で通信情報活動を実施する体制</u>	警戒準備本部	<u>警戒配備</u>	・ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された時</u> ・ <u>その他必要によって市長が当該配備を指令する時</u>		
災害警戒本部	2号配備	・ <u>震度4を観測した時</u> ・ <u>災害が拡大し、1号配備では対処できない時</u> ・ <u>その他必要によって市長が当該配備を指令する時</u>	・ <u>各グループ必要最小限度の人員で通信情報活動及び小規模の災害応急対策を実施する体制</u>	災害警戒本部	1号配備 ↓ 2号配備	・ <u>震度4を観測した時</u> ・ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時</u> ・ <u>災害が拡大し、警戒配備では対処できない時</u> ・ <u>さらに災害が拡大し、配備体制が1号配備では対処できない時2号配備へ拡大</u> ・ <u>その他必要によって市長が当該配備を指令する時</u>	1号配備： <u>各グループ必要最小限度の人員で通信情報活動を実施する体制</u> ・2号配備： <u>各グループ必要最小限度の人員で通信情報活動及び小規模の災害応急対策を実施する体制</u>	
	3号配備	・ <u>東海地震注意情報が発表された時</u> ・ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された時</u> ・ <u>災害が拡大し、2号配備では対処できない時</u> ・ <u>その他必要によって市長が当該配備を指令する時</u>	・ <u>その災害の発生を防ぎよするため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制</u>			・ <u>震度5弱を観測した時</u> ・ <u>災害が拡大し、2号配備では対処できない時</u> ・ <u>さらに災害が拡大し、3号配備では対処できない時4号配備へ拡大</u> ・ <u>その他必要によって市長が当該配備を指令する時</u>	・3号配備： <u>その災害の発生を防ぎよするため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制</u> ・4号配備： <u>相当規模の災害応急対策を実施する体制</u>	
災害対策本部	4号配備	・ <u>震度5弱を観測した時</u> ・ <u>東海地震警戒宣言が発令された時</u> ・ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時</u> ・ <u>災害が拡大し、3号配備では対処できない時</u> ・ <u>その他必要によって市長が当該配備を指令する時</u>	・ <u>相当規模の災害応急対策を実施する体制</u>	災害対策本部	3号配備 ↓ 4号配備			
	5号配備	・震度5強以上を観測した時 ・災害が拡大し、4号配備では対処できない時	・市の全力をあげて防災活動を実施する		5号配備	・震度5強以上を観測した時 ・災害が拡大し、4号配備では対処できない時 ・その他必要によって市長が当該配備を指令す	・市の全力をあげて防災活動を実施する体制	

旧				新				備考
		・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	体制			る時		
第2節 職員の参集				第2節 職員の参集				
第1 参集場所				第1 参集場所				
1 地震発生時に勤務場所に不在の場合は次の要領で参集				1 地震発生時に勤務場所に不在の場合は次の要領で参集				
(2)勤務時間外				(2)勤務時間外				
市職員は、地震発生後直ちに勤務場所に参集する。勤務時間外で交通途絶等のため勤務場所に参集困難な場合は、あらゆる手段を検討し参集を図る。				市職員は、地震発生後直ちに勤務場所に参集する。勤務時間外で交通途絶等のため勤務場所に参集困難な場合は、あらゆる手段を検討し参集を図る。				
				<u>府の緊急防災推進員は、震度5弱以上を観測した場合に指定された場所(危機管理課執務室)に勤務時間内外問わず参集する。</u>				追記
第4 動員対象から除外する職員				第4 動員対象から除外する職員				
次に掲げるいずれかに該当する者は、地震発生直後の動員対象から除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。				次に掲げるいずれかに該当する者は、地震発生直後の動員対象から除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。 <u>なお、消防職員は八尾市消防警備規程にて除外職員を定めるものとする。</u>				追記
- 職員自身が、地震発生時に療養中又は災害の発生による傷病の程度が重傷である場合 - 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合 - 自宅から火災が発生し又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合 - 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介助や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合 - 自宅又は親族の居住する住宅が被害を受け、職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合 - その他市長が特に必要と認めた場合				- 職員自身が、地震発生時<u>等</u>に療養中又は災害の発生による傷病の程度が重傷である場合 - 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合 - 自宅から火災が発生し又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合 - 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介助や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合 - 自宅又は親族の居住する住宅が被害を受け、職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合 - その他市長が特に必要と認めた場合 <u>※ 消防職員は八尾市消防警備規程で定める</u>				追記
第7節 組織体制と配備				第7節 組織体制と配備				
(1)地震の場合				(1)地震の場合				



第2章 地震災害情報等の収集・伝達

第2章 地震災害情報等の収集・伝達

第1節 地震災害情報の収集・連絡

第1節 地震災害情報の収集・連絡

第1 地震情報等の収集・連絡

第1 地震情報等の収集・連絡

2 収集する情報の種類・内容

2 収集する情報の種類・内容

(2)その他の災害情報

(2)その他の災害情報

ウ 異常現象の種類と内容

ウ 異常現象の種類と内容

【異常現象の種類と内容】		
異常現象の種類		内 容
地震		堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等
水害 (河川、農業用ため池等)		堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下等
土砂災害	土石流	山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在等
	地すべり	地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し等
	がけ崩れ	わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下等

【異常現象の種類と内容】		
異常現象の種類		内 容
地震		堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等
水害 (河川、農業用ため池等)		堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下等
土砂災害	土石流	山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在等
	地すべり	地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し等
	がけ崩れ	わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下等

旧			新			備考
	山地災害	わき水の量の変化(増加又は枯渇)、山の斜面を水が走る等		山地災害	わき水の量の変化(増加又は枯渇)、山の斜面を水が走る等	削除
その他		ガス、石油等の流出等	その他		ガス、石油等の流出等	
第2 災害概況の収集						
1 収集する情報の種類						
【災害概況に関して収集する情報】						
項 目			情報収集内容		担 当	順番入れ替え
1 概略被害情報	・現地調査		各班			
	・自主防災組織からの情報		統括班			
	・参集途上情報(勤務時間外の場合)		全職員			
	・市庁舎最上階からの目視		情報収集・整理班			
2 ライフラインの被害	・上水道		応急給水・上水道班			
	・下水道		土木対策・交通班			
	・電気、ガス、電話		情報収集・整理班			
3 災害医療情報	・人的被害状況		保健所・健康管理班			
	・市内医療機関状況		保健所・健康管理班			
4 医療機関における負傷者の状況	・市内医療機関における負傷者の状況		保健所・健康管理班			
5 避難所の状況	・各避難所の開設、避難者の状況		避難所開設班 避難所管理・教育班			
	・119番通報状況		救出救助班			
6 消防活動	・110番通報状況		情報収集・整理班			
	・市への市民通報		地域拠点班			
	・所管施設・設備の損壊状況		各班			
7 その他	・応急対策の概要		各班			
	・その他災害の発生拡大防止措置		各班			
第3章―東海地震関連情報に伴う対策						
第1節―計画の目的等						
第1―目的						
内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認める時は、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒体制をとるべき旨を公示する等の措置をとらなければならないこととされている。						
府は、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減する						

旧	新	備考
ための措置を講じることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。 第2 府域での予想震度 東海地震が発生した場合、府域で震度4、局地的に震度5弱程度の地震が予想されている。 第3 基本方針 市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常とおり確保する。 原則として、警戒宣言が発せられた時から地震発生又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発せられた時から警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。 災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策は、本計画災害予防対策編、地震災害応急対策編、災害復旧・復興対策編によって対処する。 第2節 東海地震注意情報発表時の措置 市及び関係機関は、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言が発せられることに備えた、速やかな対応ができるよう準備する。 第1 東海地震注意情報の伝達 東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言の発令に備え、関係課において、速やかな対応ができるよう準備を行う。 また、以下の伝達系統で市民に、東海地震注意情報、その他必要な事項を伝達する。 【東海地震注意情報の伝達系統】		

旧	新	備考
<pre>graph LR; A[大阪管区气象台] --> B[大阪府危機管理室]; B --> C[八尾市・消防本部]; B --> D[府庁各課・出先機関等]; C --> E[消防署等]; C --> F[住民その他]; D --> F; E --> F</pre> 第2 対応措置 市は、東海地震注意情報が発表された時は、災害警戒本部を設置し、警戒活動を行うとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の收受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報等の準備を行う。 消防本部では、非常警戒を発令して警戒体制を整え、消防本部に地震警備本部を設置する。 また、国、府に準じて市民に対して次の内容を基本とする呼びかけを行う。 ●東海地震注意情報の内容の説明とその意味について ●政府が行う準備行動の具体的な内容について ●万一に備え、強化地域方面への不要不急の旅行等の自粛について ●地域住民に対する沈着冷静な対応の要請について ●今後、警戒宣言時に予想される交通規制等の内容について 第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置 市及び関係機関は、警戒宣言が発せられた時の社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生した時の被害を最小限にするために講じるべき事前の対策を進める。 第1 東海地震予知情報、警戒宣言の伝達 市及び府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた時は、迅速に関係機関にそれらの情報を伝達する。 【東海地震予知情報の伝達系統】 <pre>graph LR; A[大阪管区气象台] --> B[大阪府危機管理室]; B --> C[八尾市・消防機関]; B --> D[府庁各課・出先機関等]; C --> E[消防署等]; C --> F[住民その他]; D --> F; E --> F</pre>		

旧	新	備考
【警戒宣言の伝達系統】 <pre>graph LR; A[消防庁 (消防庁ファックス)] --> B[大阪府危機管理室]; B --> C[八尾市・消防機関]; B --> D[府庁各課・出先機関等]; C --> E[消防署等]; C --> F[住民・その他]; D --> F;</pre> 第2 対応措置 1 警戒体制の確立 市は、警戒宣言が発令された時は、災害対策本部を設置し、警戒活動を行う。 ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒体制を継続する。 2 活動内容 (1) 配備の確認 職員は、東海地震予知情報、警戒宣言にあわせて、各自の配備を確認する。 (2) 出動の準備 職員は、地震発生時に備えて迅速に出動できる準備を整える。 職員は、応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量及び保管場所を確認し、資機材の機能点検・整備を行う。 (3) 勤務時間外における留意事項 勤務時間外においては、動員配備された職員以外は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、地震発生時の動員に備える。 (4) 各グループの措置 各グループは、地震発生時に備えて次の措置を講じる。 - 出張事務等をできる限り抑制する - 各所管施設の火気使用制限及び危険物品等の整理を行うとともに、市の所有する車両の使用を抑制する		

旧	新	備考
●— 備蓄食料・医薬品、資機材の確保点検を行う ●— 災害危険箇所、道路・河川等の巡回点検を行う ●— 地震発生時に備え、職員の参集体制及び応急対策実施に対する体制を整備する ●— 関係機関からの情報収集(交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育施設の対応等)を行う ●— 要配慮高齢者、障がい者等の状況を把握する ●— その他必要な措置を行う (5)消防・水防 市、消防本部、水防管理団体等は迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講じるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。 ●— 東海地震予知情報等の収集と伝達 ●— 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する警戒等 ●— 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備 ●— 危険物等の管理、出火防止の徹底指導 (6)交通の確保・混乱防止 大阪府警察(八尾警察署)及び道路管理者は、関係機関との密接な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。 ●— 交通規制、交通整理 ●— 交通規制等への協力と安全走行についての広報 (7)公共輸送 公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講じる。 (8)ライフライン ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講じる。 (9)危険箇所対策 市及び府は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市長は、大阪府警察(八尾警察署)等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。		

旧	新	備考
(10)社会秩序の維持 ア 警備活動 大阪府警察(八尾警察署)は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。 イ 生活物資対策 市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講じる。 (11)多数の者を受け入れる施設 学校、医療機関、社会福祉施設、宿泊施設、中高層ビル等多数の者を受け入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講じる。 第3 市民、事業者に対する広報 警戒宣言が発せられた時、市民、事業者は原則として避難の必要がないため、市は、家庭及び職場において必要な防災措置、防災への備え及び市等が行う防災活動に協力するよう広報する。 1 広報の内容 ● 警戒宣言等の内容とそれらによってとられる措置 ● 出火防止、危険防止、発災時の対応等、市民、事業者のとるべき措置 ● 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ ● 災害時要配慮者(高齢者、障がい者、要介護者、乳幼児、妊婦、外国人等)への支援の呼びかけ等 ● 流言防止への配慮 ● 防災関係機関が行う防災活動への協力等 2 広報の手段 市は、警戒宣言の発令を受領した時は、広報車ほか、複数の手段を活用し、自主防災組織、自治会(町会)等の住民組織と連携して地域住民、事業者等へ周知する。周知にあたっては、災害時要配慮者に配慮する。 なお、状況に応じて逐次伝達するとともに、反復継続して行う。 ● 市の所有する車両、消防自動車等による巡回広報 ● 防災行政無線による広報 ● コミュニティFM、ケーブルテレビ、インターネット等による広報		

旧	新	備考
●自治会(町会)掲示板への広報資料の掲示等 ●民間航空会社のヘリコプターによる広報 ●市ホームページ ●緊急速報メール、エリアメール ●ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)		
第 3 編 風水害応急対策	第 3 編 風水害応急対策	
第3編 風水害応急対策	第3編 風水害応急対策	
第1章 職員の配備体制	第1章 職員の配備体制	
第 1 節 活動組織の設置	第 1 節 活動組織の設置	
第1 組織体制と配備体制	第1 組織体制と配備体制	
市長は、次表に基づき、配備体制を決定する。	市長は、次表に基づき、配備体制を決定する。 <u>ただし、消防職員は八尾市消防警備規程で配備体制を定めているため、除外とする。</u>	追記
第2節 職員の参集	第2節 職員の参集	
第3 動員対象から除外する職員	第3 動員対象から除外する職員	
次に掲げるいずれかに該当する者は、災害発生直後の動員対象から除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。	次に掲げるいずれかに該当する者は、災害発生直後の動員対象から除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。 <u>なお、消防職員は八尾市消防警備規程にて除外職員を定めるものとする。</u>	追記
●職員自身が、災害発生時に療養中又は災害の発生による傷病の程度が重傷である場合 ●親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合 ●同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介助や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合 ●自宅又は親族の居住する住宅が被害を受け、職員が保護・保全しなければ居住者及び財産	●職員自身が、災害発生時<u>等</u>に療養中又は災害の発生による傷病の程度が重傷である場合 ●親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合 ●同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介助や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合 ●自宅又は親族の居住する住宅が被害を受け、職員が保護・保全しなければ居住者及び財	追記

旧	新	備考																				
の安全が確保できない場合 ● その他市長が特に必要と認めた場合	産の安全が確保できない場合 ● その他市長が特に必要と認めた場合 ※ <u>消防職員は八尾市消防警備規程で定める</u>	追記																				
第2章 気象情報、予警報等の収集・伝達	第2章 気象情報、予警報等の収集・伝達																					
第1節 気象予警報等の伝達	第1節 気象予警報等の伝達																					
第1 気象予警報等の種類及び発表基準	第1 気象予警報等の種類及び発表基準																					
1 気象等の注意報、警報、特別警報	1 気象等の注意報、警報、特別警報																					
【別表2 洪水注意報】	【別表2 洪水注意報】																					
<table><tr><th>市町村等をまとめた地域</th><th>市町村等</th><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準</th><th>指定河川洪水予報による基準</th></tr><tr><td>東部大阪</td><td>八尾市</td><td>楠根川流域=2.9</td><td></td><td>大和川下流〔柏原〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕</td></tr></table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	東部大阪	八尾市	楠根川流域= 2.9		大和川下流〔柏原〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕	<table><tr><th>市町村等をまとめた地域</th><th>市町村等</th><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準</th><th>指定河川洪水予報による基準</th></tr><tr><td>東部大阪</td><td>八尾市</td><td>楠根川流域=<u>3.0</u></td><td>平野川流域=(6, 5.9) 恩智川流域=(6, 4.9) 楠根川流域=(6, 2.9)</td><td>大和川下流〔柏原〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕</td></tr></table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	東部大阪	八尾市	楠根川流域= <u>3.0</u>	平野川流域=(6, 5.9) 恩智川流域=(6, 4.9) 楠根川流域=(6, 2.9)	大和川下流〔柏原〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕	修正
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																		
東部大阪	八尾市	楠根川流域= 2.9		大和川下流〔柏原〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕																		
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																		
東部大阪	八尾市	楠根川流域= <u>3.0</u>	平野川流域=(6, 5.9) 恩智川流域=(6, 4.9) 楠根川流域=(6, 2.9)	大和川下流〔柏原〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕																		
【別表4 洪水警報】	【別表4 洪水警報】																					
<table><tr><th>市町村等をまとめた地域</th><th>市町村等</th><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準</th><th>指定河川洪水予報による基準</th></tr><tr><td>東部大阪</td><td>八尾市</td><td>楠根川流域=3.7</td><td>—</td><td>大和川下流〔柏原〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕</td></tr></table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	東部大阪	八尾市	楠根川流域= 3.7	—	大和川下流〔柏原〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕	<table><tr><th>市町村等をまとめた地域</th><th>市町村等</th><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準</th><th>指定河川洪水予報による基準</th></tr><tr><td>東部大阪</td><td>八尾市</td><td>楠根川流域=<u>3.8</u></td><td>—</td><td>大和川下流〔柏原〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕</td></tr></table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	東部大阪	八尾市	楠根川流域= <u>3.8</u>	—	大和川下流〔柏原〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕	修正
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																		
東部大阪	八尾市	楠根川流域= 3.7	—	大和川下流〔柏原〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕																		
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																		
東部大阪	八尾市	楠根川流域= <u>3.8</u>	—	大和川下流〔柏原〕、淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕																		

旧

3 大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

【大和川下流洪水予報】

標題（種類）	発表の基準
大和川下流氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点（柏原）の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時、 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大和川下流氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点（柏原）の水位が氾濫危険水位に到達することが見込まれる時、 あるいは 避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大和川下流氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点（柏原）の水位が氾濫危険水位に達した時、 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
大和川下流氾濫発生情報（洪水警報）	洪水予報区間内で氾濫が発生した時。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

4 大阪管区气象台と府が共同で発表する洪水予報

【寝屋川流域洪水予報】

標題（種類）	発表の基準
寝屋川流域氾濫注意情報（洪水注意報）	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
寝屋川流域氾濫警戒情報（洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる時、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

新

3 大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

【大和川下流洪水予報】

標題（種類）	発表の基準
大和川下流氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点（柏原）の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時、 <u>氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続している時、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれない時。</u> 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大和川下流氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点（柏原）の水位が氾濫危険水位に到達することが見込まれる時、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時、 <u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続している時（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。</u> 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大和川下流氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点（柏原）の水位が氾濫危険水位に達した時、 <u>氾濫危険水位以上の状況が継続している時、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる時。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>
大和川下流氾濫発生情報（洪水警報）	<u>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u> 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

4 大阪管区气象台と府が共同で発表する洪水予報

【寝屋川流域洪水予報】

標題（種類）	発表の基準
寝屋川流域氾濫注意情報（洪水注意報）	<u>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれる時、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続している時、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれない時。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
寝屋川流域氾濫警戒情報（洪水警報）	<u>氾濫危険水位に到達すると見込まれる時、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれる時、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回った時（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続している時（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。</u> 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等

備考

旧		新		備考
			の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	修正
寝屋川流域氾濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達した時。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	寝屋川流域氾濫危険情報 (洪水警報)	<u>氾濫危険水位に到達した時、氾濫危険水位以上の状況が継続している時。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
寝屋川流域氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区域内で氾濫が発生した時。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	寝屋川流域氾濫発生情報 (洪水警報)	<u>氾濫が発生した時、氾濫が継続している時。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u> 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	修正
5 土砂災害警戒情報				
(1)大阪管区气象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報※				
府と大阪管区气象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、 大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった とき、市町村長の避難情報や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)				
《発表基準》				
大雨警報(土砂災害)または大雨特別警報を発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数が基準を超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。				
《解除基準》				
土壌雨量指数の発表基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想される時に解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、府と大阪管区气象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行ない解除する。				
※土壌雨量指数： 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。				
※土砂災害警戒情報の留意点： 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではないことに留意する必要がある。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土				

			の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	修正
		寝屋川流域氾濫危険情報 (洪水警報)	<u>氾濫危険水位に到達した時、氾濫危険水位以上の状況が継続している時。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
		寝屋川流域氾濫発生情報 (洪水警報)	<u>氾濫が発生した時、氾濫が継続している時。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u> 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	修正
5 土砂災害警戒情報				
(1)大阪管区气象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報※				
府と大阪管区气象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、 <u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった</u> とき、市町村長の避難情報や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)				
《発表基準》				
大雨警報(土砂災害)または大雨特別警報を発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数が基準を超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。				
《解除基準》				
土壌雨量指数の発表基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想される時に解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、府と大阪管区气象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行ない解除する。				
※土壌雨量指数： 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。				
※土砂災害警戒情報の留意点： 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を <u>直接的に</u> 反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではないことに留意する必要がある。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土				

			の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	修正
		寝屋川流域氾濫危険情報 (洪水警報)	<u>氾濫危険水位に到達した時、氾濫危険水位以上の状況が継続している時。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
		寝屋川流域氾濫発生情報 (洪水警報)	<u>氾濫が発生した時、氾濫が継続している時。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u> 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	修正
5 土砂災害警戒情報				
(1)大阪管区气象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報※				
府と大阪管区气象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、 <u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった</u> とき、市町村長の避難情報や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)				
《発表基準》				
大雨警報(土砂災害)または大雨特別警報を発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数が基準を超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。				
《解除基準》				
土壌雨量指数の発表基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想される時に解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、府と大阪管区气象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行ない解除する。				
※土壌雨量指数： 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。				
※土砂災害警戒情報の留意点： 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を <u>直接的に</u> 反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではないことに留意する必要がある。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土				

			の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	修正
		寝屋川流域氾濫危険情報 (洪水警報)	<u>氾濫危険水位に到達した時、氾濫危険水位以上の状況が継続している時。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
		寝屋川流域氾濫発生情報 (洪水警報)	<u>氾濫が発生した時、氾濫が継続している時。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u> 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	修正
5 土砂災害警戒情報				
(1)大阪管区气象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報※				
府と大阪管区气象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、 大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった とき、市町村長の避難情報や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)				
《発表基準》				
大雨警報(土砂災害)または大雨特別警報を発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数が基準を超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。				
《解除基準》				
土壌雨量指数の発表基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想される時に解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、府と大阪管区气象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行ない解除する。				
※土壌雨量指数： 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。				
※土砂災害警戒情報の留意点： 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではないことに留意する必要がある。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土				

			の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	修正
		寝屋川流域氾濫危険情報 (洪水警報)	<u>氾濫危険水位に到達した時、氾濫危険水位以上の状況が継続している時。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
		寝屋川流域氾濫発生情報 (洪水警報)	<u>氾濫が発生した時、氾濫が継続している時。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u> 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	修正
5 土砂災害警戒情報				
(1)大阪管区气象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報※				
府と大阪管区气象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、 <u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった</u> とき、市町村長の避難情報や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)				
《発表基準》				
大雨警報(土砂災害)または大雨特別警報を発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数が基準を超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。				
《解除基準》				
土壌雨量指数の発表基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想される時に解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、府と大阪管区气象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行ない解除する。				
※土壌雨量指数： 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。				
※土砂災害警戒情報の留意点： 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を <u>直接的に</u> 反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではないことに留意する必要がある。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土				

			の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	修正
		寝屋川流域氾濫危険情報 (洪水警報)	<u>氾濫危険水位に到達した時、氾濫危険水位以上の状況が継続している時。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
		寝屋川流域氾濫発生情報 (洪水警報)	<u>氾濫が発生した時、氾濫が継続している時。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u> 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	修正
5 土砂災害警戒情報				
(1)大阪管区气象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報※				
府と大阪管区气象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、 <u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった</u> とき、市町村長の避難情報や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)				
《発表基準》				
大雨警報(土砂災害)または大雨特別警報を発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数が基準を超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。				
《解除基準》				
土壌雨量指数の発表基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想される時に解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、府と大阪管区气象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行ない解除する。				
※土壌雨量指数： 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。				
※土砂災害警戒情報の留意点： 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を <u>直接的に</u> 反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではないことに留意する必要がある。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土				

			の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	修正
		寝屋川流域氾濫危険情報 (洪水警報)	<u>氾濫危険水位に到達した時、氾濫危険水位以上の状況が継続している時。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
		寝屋川流域氾濫発生情報 (洪水警報)	<u>氾濫が発生した時、氾濫が継続している時。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u> 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	修正
5 土砂災害警戒情報				
(1)大阪管区气象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報※				
府と大阪管区气象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、 <u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった</u> とき、市町村長の避難情報や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)				
《発表基準》				
大雨警報(土砂災害)または大雨特別警報を発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数が基準を超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。				
《解除基準》				
土壌雨量指数の発表基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想される時に解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、府と大阪管区气象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行ない解除する。				
※土壌雨量指数： 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。				
※土砂災害警戒情報の留意点： 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を <u>直接的に</u> 反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではないことに留意する必要がある。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土				

			の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	修正
		寝屋川流域氾濫危険情報 (洪水警報)	<u>氾濫危険水位に到達した時、氾濫危険水位以上の状況が継続している時。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
		寝屋川流域氾濫発生情報 (洪水警報)	<u>氾濫が発生した時、氾濫が継続している時。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u> 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	修正
5 土砂災害警戒情報				
(1)大阪管区气象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報※				
府と大阪管区气象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、 <u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった</u> とき、市町村長の避難情報や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)				
《発表基準》				
大雨警報(土砂災害)または大雨特別警報を発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数が基準を超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。				
《解除基準》				
土壌雨量指数の発表基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想される時に解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、府と大阪管区气象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行ない解除する。				
※土壌雨量指数： 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。				
※土砂災害警戒情報の留意点： 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を <u>直接的に</u> 反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではないことに留意する必要がある。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土				

			の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	修正
		寝屋川流域氾濫危険情報 (洪水警報)	<u>氾濫危険水位に到達した時、氾濫危険水位以上の状況が継続している時。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
		寝屋川流域氾濫発生情報 (洪水警報)	<u>氾濫が発生した時、氾濫が継続している時。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u> 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	修正
5 土砂災害警戒情報				
(1)大阪管区气象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報※				
府と大阪管区气象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、 <u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった</u> とき、市町村長の避難情報や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)				
《発表基準》				
大雨警報(土砂災害)または大雨特別警報を発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数が基準を超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。				
《解除基準》				
土壌雨量指数の発表基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想される時に解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、府と大阪管区气象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行ない解除する。				
※土壌雨量指数： 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。				
※土砂災害警戒情報の留意点： 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を <u>直接的に</u> 反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではないことに留意する必要がある。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土				

			の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	修正
		寝屋川流域氾濫危険情報 (洪水警報)	<u>氾濫危険水位に到達した時、氾濫危険水位以上の状況が継続している時。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
		寝屋川流域氾濫発生情報 (洪水警報)	<u>氾濫が発生した時、氾濫が継続している時。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u> 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	修正
5 土砂災害警戒情報				
(1)大阪管区气象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報※				
府と大阪管区气象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、 <u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった</u> とき、市町村長の避難情報や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)				
《発表基準》				
大雨警報(土砂災害)または大雨特別警報を発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数が基準を超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。				
《解除基準》				
土壌雨量指数の発表基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想される時に解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、府と大阪管区气象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行ない解除する。				
※土壌雨量指数： 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。				
※土砂災害警戒情報の留意点： 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を <u>直接的に</u> 反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではないことに留意する必要がある。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土				

			の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	修正
		寝屋川流域氾濫危険情報 (洪水警報)	<u>氾濫危険水位に到達した時、氾濫危険水位以上の状況が継続している時。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
		寝屋川流域氾濫発生情報 (洪水警報)	<u>氾濫が発生した時、氾濫が継続している時。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u> 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	修正
5 土砂災害警戒情報				
(1)大阪管区气象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報※				
府と大阪管区气象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、 <u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった</u> とき、市町村長の避難情報や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)				
《発表基準》				
大雨警報(土砂災害)または大雨特別警報を発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数が基準を超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。				
《解除基準》				
土壌雨量指数の発表基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想される時に解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、府と大阪管区气象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行ない解除する。				
※土壌雨量指数： 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。				
※土砂災害警戒情報の留意点： 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を <u>直接的に</u> 反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではないことに留意する必要がある。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土				

			の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	修正
		寝屋川流域氾濫危険情報 (洪水警報)	<u>氾濫危険水位に到達した時、氾濫危険水位以上の状況が継続している時。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
		寝屋川流域氾濫発生情報 (洪水警報)	<u>氾濫が発生した時、氾濫が継続している時。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u> 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	修正
5 土砂災害警戒情報				
(1)大阪管区气象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報※				
府と大阪管区气象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、 <u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった</u> とき、市町村長の避難情報や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)				
《発表基準》				
大雨警報(土砂災害)または大雨特別警報を発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数が基準を超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。				
《解除基準》				
土壌雨量指数の発表基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想される時に解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、府と大阪管区气象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行ない解除する。				
※土壌雨量指数： 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。				
※土砂災害警戒情報の留意点： 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を <u>直接的に</u> 反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではないことに留意する必要がある。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土				

			の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	修正
		寝屋川流域氾濫危険情報 (洪水警報)	<u>氾濫危険水位に到達した時、氾濫危険水位以上の状況が継続している時。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
		寝屋川流域氾濫発生情報 (洪水警報)	<u>氾濫が発生した時、氾濫が継続している時。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u> 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	修正
5 土砂災害警戒情報				
(1)大阪管区气象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報※				
府と大阪管区气象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、 <u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった</u> とき、市町村長の避難情報や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)				
《発表基準》				
大雨警報(土砂災害)または大雨特別警報を発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数が基準を超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。				
《解除基準》				
土壌雨量指数の発表基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想される時に解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、府と大阪管区气象台が協議のうえ基準を下回っても				

旧	新	備考																				
砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。	砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。																					
6 大雨警報・洪水警報の危険度分布等	6 大雨警報・洪水警報の危険度分布等																					
【警報の危険度分布等の概要】	【警報の危険度分布等の概要】																					
<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr><tr><td>大雨警報（浸水害）の危険度分布</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr><tr><td>洪水警報の危険度分布</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr><tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるか</td></tr></table>	種 類	概 要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるか	<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr><tr><td>大雨警報（浸水害）の危険度分布</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr><tr><td>洪水警報の危険度分布</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr><tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるか</td></tr></table>	種 類	概 要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるか	削除 削除
種 類	概 要																					
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																					
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																					
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																					
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるか																					
種 類	概 要																					
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																					
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																					
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																					
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるか																					

旧		新		備考
	を示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。		を示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。	削除
第3 住民への周知		第3 住民への周知		
市は、避難所開設準備を整えた上で、必要に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、インターネット（市ホームページ）、エリアメール、緊急速報メール、 コミュニティFM 、ケーブルテレビ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、生活応援アプリ「やおっふ」等を利用又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民に対して気象予警報等を伝達するとともに、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。加えて、大阪府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことや不要・不急の外出抑制などを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。		市は、避難所開設準備を整えた上で、必要に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、インターネット（市ホームページ）、エリアメール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、生活応援アプリ「やおっふ」等を利用又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民に対して気象予警報等を伝達するとともに、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。加えて、大阪府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことや不要・不急の外出抑制などを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。		
第4 都市型水害対策		第4 都市型水害対策		削除
1 情報の提供		1 情報の提供		
市は、地下駐車場、地下街（地階）、ビルの地下施設等の地下空間の管理者等に対し、市の防災行政無線（戸別受信機を含む。）や広報車、インターネット（市ホームページ）、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、 コミュニティFM 、ケーブルテレビ、Lアラート（災害情報共有システム）、生活応援アプリ「やおっふ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等を通じて気象予警報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。		市は、地下駐車場、地下街（地階）、ビルの地下施設等の地下空間の管理者等に対し、市の防災行政無線（戸別受信機を含む。）や広報車、インターネット（市ホームページ）、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、Lアラート（災害情報共有システム）、生活応援アプリ「やおっふ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等を通じて気象予警報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。		
第3章 警戒活動		第3章 警戒活動		追記
第2節 土砂災害警戒活動		第2節 土砂災害警戒活動		
2 警戒活動の基準と内容		2 警戒活動の基準と内容		
(2)地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域		(2)地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成等工事規制区域		

旧	新	備考
5 情報の収集及び伝達 (1)土砂災害危険箇所に関する情報の収集・伝達総括図 【土砂災害危険箇所に関する情報の収集・伝達体制】 (4)市民等への周知徹底 本部参謀班、報道広報班及び救出救助班は、市長が避難情報を発令した場合、当該地域住民等に次の事項について、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、インターネット（市ホームページ）、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ、Lアラート（災害情報共有システム）、生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用等により情報伝達を行うほか、警察官、消防団、自治会（町会）等の協力を得て周知徹底を図り、避難者の誘導にあたりとともに、必要事項について府及び大阪府警察（八尾警察署）に報告する。また、市民に対し、事前に防災マップや広報紙等を配布することにより、土砂災害の前兆現象の周知を行う。なお、避難情報の解除については、必要な場合、国土交通大臣及び府知事に助言を求めることができる。 第3節 その他の警戒活動 第2 ライフライン・交通等警戒活動 1 ライフライン事業者	5 情報の収集及び伝達 (1)土砂災害危険箇所に関する情報の収集・伝達総括図 【土砂災害危険箇所に関する情報の収集・伝達体制】 (4)市民等への周知徹底 本部参謀班、報道広報班及び救出救助班は、市長が避難情報を発令した場合、当該地域住民等に次の事項について、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、インターネット（市ホームページ）、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、Lアラート（災害情報共有システム）、生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用等により情報伝達を行うほか、警察官、消防団、自治会（町会）等の協力を得て周知徹底を図り、避難者の誘導にあたりとともに、必要事項について府及び大阪府警察（八尾警察署）に報告する。また、市民に対し、事前に防災マップや広報紙等を配布することにより、土砂災害の前兆現象の周知を行う。なお、避難情報の解除については、必要な場合、国土交通大臣及び府知事に助言を求めることができる。 第3節 その他の警戒活動 第2 ライフライン・交通等警戒活動 1 ライフライン事業者 (1)下水道(下水道部)	削除・修正 削除 (1)と(2)を入れ替え

旧	新	備考
(+)水道(市水道局) ● 緊急対策要員の確保(待機及び動員体制の確立) ● 応急対策用資機材の確保 (2)下水道(下水道部) ● 緊急対策要員の確保(待機及び動員体制の確立) ● 応急対策用資機材の確保	● <u>緊急対策要員の確保(待機及び動員体制の確立)</u> ● <u>応急対策用資機材の確保</u> (2)水道(大阪広域水道企業団) ● 緊急対策要員の確保(待機及び動員体制の確立) ● 応急対策用資機材の確保	修正 (1)と(2)を入れ替え

旧	新	備考
第 4 編 事故等災害応急対策 第4編 事故等災害応急対策 第2章 危険物等災害応急対策 第4 毒物・劇物災害 3 水源汚染対策 毒物・劇物により飲料水が汚染されるおそれがある場合は、水道事業者と連携を図り、水道取水地域に通報連絡を行うなど、被害の拡大防止措置をとる。 第5 放射性物質事故災害 2 市民の安全確保 (2)市民への広報 〔広報の方法〕 ● 広報車による地域巡回広報 ● 広報紙・チラシの配布及びコミュニティFM・ケーブルテレビ・インターネット・生活応援アプリ「やおっぷ」等による広報 ● 報道機関に対する報道依頼(要請) ● 防災行政無線(戸別受信機を含む。)の活用 ● 自治会(町会)等で設置したマイク放送設備などの活用 第6 原子力災害時の応急対策 3 原子力発電所事故が発生した時の対策 (2)市民への情報伝達 市は、市民の混乱を避けるため、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、コミュニティFM、ケーブルテ	第 4 編 事故等災害応急対策 第4編 事故等災害応急対策 第2章 危険物等災害応急対策 第4 毒物・劇物災害 3 水源汚染対策 毒物・劇物により飲料水が汚染されるおそれがある場合は、<u>大阪広域水道企業団</u>と連携を図り、水道取水地域に通報連絡を行うなど、被害の拡大防止措置をとる。 第5 放射性物質事故災害 2 市民の安全確保 (2)市民への広報 〔広報の方法〕 ● 広報車による地域巡回広報 ● 広報紙・チラシの配布及びケーブルテレビ・インターネット・生活応援アプリ「やおっぷ」等による広報 ● 報道機関に対する報道依頼(要請) ● 防災行政無線(戸別受信機を含む。)の活用 ● 自治会(町会)等で設置したマイク放送設備などの活用 第6 原子力災害時の応急対策 3 原子力発電所事故が発生した時の対策 (2)市民への情報伝達 市は、市民の混乱を避けるため、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、Lアラート	修正 削除 削除

旧	新	備考
レビ、Lアラート(災害情報共有システム)、生活応援アプリ「やおっふ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用などにより、とるべき措置について広報する。	(災害情報共有システム)、生活応援アプリ「やおっふ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用などにより、とるべき措置について広報する。	

旧	新	備考																																																																				
第5編 災害対策共通 第5編 災害対策共通 【災害応急対策活動の役割分担と時間軸 早見表】 (各グループ・班ごとの事務分掌・活動項目・時間軸の表を該当箇所の修正に合わせて修正) 第1章 災害情報等の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・連絡 第1 被害状況の概況把握 1 収集する情報の種類 【被害状況を把握するために収集する情報と情報入手先】 <table><tr><th>項 目</th><th>情報収集内容</th><th>情報入手先</th></tr><tr><td rowspan="2">1 人的被害</td><td>ア 死者、行方不明者の状況</td><td>大阪府警察(八尾警察署) 救出救助班 保健所・健康管理班</td></tr><tr><td>イ 負傷者の状況</td><td>救出救助班 保健所・健康管理班</td></tr><tr><td rowspan="4">2 住家被害</td><td>ア 全壊・半壊等の状況</td><td>家屋調査班</td></tr><tr><td>イ 火災による全焼、半焼の状況</td><td>救出救助班</td></tr><tr><td>ウ 浸水被害状況</td><td>家屋調査班</td></tr><tr><td>エ 建築物応急危険度判定調査 及び被災宅地危険度判定調査</td><td>倒壊家屋・住宅対策班</td></tr><tr><td rowspan="8">3 公共施設等被害</td><td>ア 道路、橋梁の被害状況</td><td>土木対策・交通班</td></tr><tr><td>イ 土砂災害関連</td><td>土木対策・交通班</td></tr><tr><td>ウ 河川、水路、農業用ため池等被害状況</td><td>土木対策・交通班</td></tr><tr><td>エ 交通関連</td><td>土木対策・交通班</td></tr><tr><td>オ ライフライン施設の被災状況</td><td>応急給水・上水道班 土木対策・交通班 関西電力送配電(株) 大阪ガス(株) 西日本電信電話(株) KDDI(株)</td></tr><tr><td>カ ごみ処理施設等の被害状況</td><td>清掃・防疫班</td></tr><tr><td>キ 公共建築物の被災状況</td><td>平常時の施設管理者</td></tr><tr><td>ク 農地・農業施設等被災状況</td><td>産業班</td></tr></table>	項 目	情報収集内容	情報入手先	1 人的被害	ア 死者、行方不明者の状況	大阪府警察(八尾警察署) 救出救助班 保健所・健康管理班	イ 負傷者の状況	救出救助班 保健所・健康管理班	2 住家被害	ア 全壊・半壊等の状況	家屋調査班	イ 火災による全焼、半焼の状況	救出救助班	ウ 浸水被害状況	家屋調査班	エ 建築物応急危険度判定調査 及び被災宅地危険度判定調査	倒壊家屋・住宅対策班	3 公共施設等被害	ア 道路、橋梁の被害状況	土木対策・交通班	イ 土砂災害関連	土木対策・交通班	ウ 河川、水路、農業用ため池等被害状況	土木対策・交通班	エ 交通関連	土木対策・交通班	オ ライフライン施設の被災状況	応急給水・上水道班 土木対策・交通班 関西電力送配電(株) 大阪ガス(株) 西日本電信電話(株) KDDI(株)	カ ごみ処理施設等の被害状況	清掃・防疫班	キ 公共建築物の被災状況	平常時の施設管理者	ク 農地・農業施設等被災状況	産業班	第5編 災害対策共通 第5編 災害対策共通 【災害応急対策活動の役割分担と時間軸 早見表】 (各グループ・班ごとの事務分掌・活動項目・時間軸の表を該当箇所の修正に合わせて修正) 第1章 災害情報等の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・連絡 第1 被害状況の概況把握 1 収集する情報の種類 【被害状況を把握するために収集する情報と情報入手先】 <table><tr><th>項 目</th><th>情報収集内容</th><th>情報入手先</th></tr><tr><td rowspan="2">1 人的被害</td><td>ア 死者、行方不明者の状況</td><td>大阪府警察(八尾警察署) 救出救助班 保健所・健康管理班</td></tr><tr><td>イ 負傷者の状況</td><td>救出救助班 保健所・健康管理班</td></tr><tr><td rowspan="4">2 住家被害</td><td>ア 全壊・半壊等の状況</td><td>家屋調査班</td></tr><tr><td>イ 火災による全焼、半焼の状況</td><td>救出救助班</td></tr><tr><td>ウ 浸水被害状況</td><td>家屋調査班</td></tr><tr><td>エ 建築物応急危険度判定調査 及び被災宅地危険度判定調査</td><td>倒壊家屋・住宅対策班</td></tr><tr><td rowspan="8">3 公共施設等被害</td><td>ア 道路、橋梁の被害状況</td><td>土木対策・交通班</td></tr><tr><td>イ 土砂災害関連</td><td>土木対策・交通班</td></tr><tr><td>ウ 河川、水路、農業用ため池等被害状況</td><td>土木対策・交通班</td></tr><tr><td>エ 交通関連</td><td>土木対策・交通班</td></tr><tr><td>オ ライフライン施設の被災状況</td><td><u>大阪広域水道企業団</u> 土木対策・交通班 関西電力送配電(株) 大阪ガス(株) 西日本電信電話(株)<u>等</u> KDDI(株)</td></tr><tr><td>カ ごみ処理施設等の被害状況</td><td>清掃・防疫班</td></tr><tr><td>キ 公共建築物の被災状況</td><td>平常時の施設管理者</td></tr><tr><td>ク 農地・農業施設等被災状況</td><td>産業班</td></tr></table>	項 目	情報収集内容	情報入手先	1 人的被害	ア 死者、行方不明者の状況	大阪府警察(八尾警察署) 救出救助班 保健所・健康管理班	イ 負傷者の状況	救出救助班 保健所・健康管理班	2 住家被害	ア 全壊・半壊等の状況	家屋調査班	イ 火災による全焼、半焼の状況	救出救助班	ウ 浸水被害状況	家屋調査班	エ 建築物応急危険度判定調査 及び被災宅地危険度判定調査	倒壊家屋・住宅対策班	3 公共施設等被害	ア 道路、橋梁の被害状況	土木対策・交通班	イ 土砂災害関連	土木対策・交通班	ウ 河川、水路、農業用ため池等被害状況	土木対策・交通班	エ 交通関連	土木対策・交通班	オ ライフライン施設の被災状況	<u>大阪広域水道企業団</u> 土木対策・交通班 関西電力送配電(株) 大阪ガス(株) 西日本電信電話(株) <u>等</u> KDDI(株)	カ ごみ処理施設等の被害状況	清掃・防疫班	キ 公共建築物の被災状況	平常時の施設管理者	ク 農地・農業施設等被災状況	産業班	修正 追記
項 目	情報収集内容	情報入手先																																																																				
1 人的被害	ア 死者、行方不明者の状況	大阪府警察(八尾警察署) 救出救助班 保健所・健康管理班																																																																				
	イ 負傷者の状況	救出救助班 保健所・健康管理班																																																																				
2 住家被害	ア 全壊・半壊等の状況	家屋調査班																																																																				
	イ 火災による全焼、半焼の状況	救出救助班																																																																				
	ウ 浸水被害状況	家屋調査班																																																																				
	エ 建築物応急危険度判定調査 及び被災宅地危険度判定調査	倒壊家屋・住宅対策班																																																																				
3 公共施設等被害	ア 道路、橋梁の被害状況	土木対策・交通班																																																																				
	イ 土砂災害関連	土木対策・交通班																																																																				
	ウ 河川、水路、農業用ため池等被害状況	土木対策・交通班																																																																				
	エ 交通関連	土木対策・交通班																																																																				
	オ ライフライン施設の被災状況	応急給水・上水道班 土木対策・交通班 関西電力送配電(株) 大阪ガス(株) 西日本電信電話(株) KDDI(株)																																																																				
	カ ごみ処理施設等の被害状況	清掃・防疫班																																																																				
	キ 公共建築物の被災状況	平常時の施設管理者																																																																				
	ク 農地・農業施設等被災状況	産業班																																																																				
項 目	情報収集内容	情報入手先																																																																				
1 人的被害	ア 死者、行方不明者の状況	大阪府警察(八尾警察署) 救出救助班 保健所・健康管理班																																																																				
	イ 負傷者の状況	救出救助班 保健所・健康管理班																																																																				
2 住家被害	ア 全壊・半壊等の状況	家屋調査班																																																																				
	イ 火災による全焼、半焼の状況	救出救助班																																																																				
	ウ 浸水被害状況	家屋調査班																																																																				
	エ 建築物応急危険度判定調査 及び被災宅地危険度判定調査	倒壊家屋・住宅対策班																																																																				
3 公共施設等被害	ア 道路、橋梁の被害状況	土木対策・交通班																																																																				
	イ 土砂災害関連	土木対策・交通班																																																																				
	ウ 河川、水路、農業用ため池等被害状況	土木対策・交通班																																																																				
	エ 交通関連	土木対策・交通班																																																																				
	オ ライフライン施設の被災状況	<u>大阪広域水道企業団</u> 土木対策・交通班 関西電力送配電(株) 大阪ガス(株) 西日本電信電話(株) <u>等</u> KDDI(株)																																																																				
	カ ごみ処理施設等の被害状況	清掃・防疫班																																																																				
	キ 公共建築物の被災状況	平常時の施設管理者																																																																				
	ク 農地・農業施設等被災状況	産業班																																																																				

旧			新			備考		
4 その他	ア	救急救助活動の状況	救出救助班 保健所・健康管理班	4 その他	ア	救急救助活動の状況	救出救助班 保健所・健康管理班	修正
	イ	火災及び消火活動の状況	救出救助班		イ	火災及び消火活動の状況	救出救助班	
	ウ	医療救護活動の状況	保健所・健康管理班		ウ	医療救護活動の状況	保健所・健康管理班	
	エ	応急給水の状況	応急給水・上水道班		エ	応急給水の状況	大阪広域水道企業団	
	オ	避難所の状況	避難所管理・教育班		オ	避難所の状況	避難所管理・教育班	
	カ	避難情報発令 警戒区域設定の状況	本部参謀班		カ	避難情報発令 警戒区域設定の状況	本部参謀班	
4 被害状況の報告			4 被害状況の報告					
統括班は、被害状況の詳細が判明した場合及び被害状況に大きな変化があった場合は、府に直ちに報告する。府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合は、府防災行政無線、電話及びファックス等の手段による。ファックスを使用する場合は、「火災・災害等即報要領」各即報様式に従い報告する。			統括班は、被害状況の詳細が判明した場合及び被害状況に大きな変化があった場合は、府に直ちに報告する。府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合は、府防災行政無線、電話及びファックス等の手段による。ファックスを使用する場合は、「火災・災害等即報要領」各即報様式に従い報告する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。府は、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市や関係機関から得た情報を基に、速やかに安否不明者の氏名等を公表する。			追記		
また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。			また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。					
第2 詳細被害状況の収集			第2 詳細被害状況の収集					
1 収集する情報の種類			1 収集する情報の種類					
【詳細被害状況を把握するために収集する情報と担当】			【詳細被害状況を把握するために収集する情報と担当】					
項 目	情報収集内容		担 当	項 目	情報収集内容		担 当	罫線追記
1 人的被害	ア 死者、行方不明者の状況 イ 負傷者の状況		救出救助班 保健所・健康管理班	1 人的被害	ア 死者、行方不明者の状況 イ 負傷者の状況		救出救助班 保健所・健康管理班	
2 住家被害	ア 全壊・半壊、一部損壊の状況		情報収集・整理班 救出救助班 倒壊家屋・住宅対策班	2 住家被害	ア 全壊・半壊、一部損壊の状況		情報収集・整理班 救出救助班 倒壊家屋・住宅対策班	
	イ 全焼、半焼の状況							
	ウ 浸水被害状況							
	エ 建築物応急危険度判定							
3 非住家被害	ア 公共建物(市庁舎、コミュニティセンター等)		各班	3 非住家被害	ア 公共建物(市庁舎、コミュニティセンター等)		各班	
	イ その他(倉庫、土蔵、車庫等)		情報収集・整理班		イ その他(倉庫、土蔵、車庫等)		情報収集・整理班	
4 その他	ア 田畑の被害状況		産業班	4 その他	ア 田畑の被害状況		産業班	下へ移動
	イ 文教施設の被害状況		避難所管理・教育班		イ 文教施設の被害状況		避難所管理・教育班	
	ウ 医療機関の被害状況		保健所・健康管理班		ウ 医療機関の被害状況		保健所・健康管理班	
	エ 道路、橋梁の被害状況		土木対策・交通班		エ 道路、橋梁の被害状況		土木対策・交通班	
	オ 河川、水路、農業用ため池の被害状況		土木対策・交通班		オ 河川、水路、農業用ため池の被害状況		土木対策・交通班	
	カ 砂防施設の被害状況		土木対策・交通班		カ 砂防施設の被害状況		土木対策・交通班	
	キ 上水道施設の被害状況		応急給水・上水道班		キ 下水道施設の被害状況		土木対策・交通班	上から移動
	ク 下水道施設の被害状況		土木対策・交通班		ク ごみ処理施設等の被害状況		清掃・防疫班	
	ケ ごみ処理施設等の被害状況		清掃・防疫班		ケ 上水道施設の被害状況		情報・収集整理班	
	コ 有害物質等保管施設の被害状況		公害調査班		コ 有害物質等保管施設の被害状況		公害調査班	

旧			新			備考
		サ 土砂災害の被害状況 シ 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況		サ 土砂災害の被害状況 シ 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	土木対策・交通班 情報収集・整理班	
5 罹災者		ア 罹災世帯、罹災者数	5 罹災者	ア 罹災世帯、罹災者数	情報収集・整理班	
6 被害額		ア 公立文教施設	6 被害額	ア 公立文教施設	避難所管理・教育班	
		イ 農林水産業施設		イ 農林水産業施設	産業班	
		ウ その他の公共施設		ウ その他の公共施設	倒壊家屋・住宅対策班	
		エ 農林畜水産・商工被害		エ 農林畜水産・商工被害	産業班	
第3節 災害広報・広聴対策			第3節 災害広報・広聴対策			
第1 災害広報			第1 災害広報			
2 緊急初動期における広報活動			2 緊急初動期における広報活動			
(2) 広報手段等			(2) 広報手段等			
広報は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）による広報、広報車、インターネット（市ホームページ）、職員による伝令・伝達、 ≒ミニ≒ティFM≒ ケーブルテレビ、報道機関、Lアラート（災害情報共有システム）を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、生活応援アプリ「やおっぷ」等による。			広報は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）による広報、広報車、インターネット（市ホームページ）、職員による伝令・伝達、ケーブルテレビ、報道機関、Lアラート（災害情報共有システム）を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、生活応援アプリ「やおっぷ」等による。			
避難情報、二次災害の防止等に関する情報については広報車によるもののほか、直接職員による伝令・伝達、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、インターネット（市ホームページ）、エリアメール、緊急速報メール、 ≒ミニ≒ティFM≒ ケーブルテレビ、自主防災組織等に対する電話連絡、Lアラート（災害情報共有システム）、生活応援アプリ「やおっぷ」等を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、多様な広報手段を活用し、情報伝達の徹底を図る。			避難情報、二次災害の防止等に関する情報については広報車によるもののほか、直接職員による伝令・伝達、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、インターネット（市ホームページ）、エリアメール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、自主防災組織等に対する電話連絡、Lアラート（災害情報共有システム）、生活応援アプリ「やおっぷ」等を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、多様な広報手段を活用し、情報伝達の徹底を図る。			
3 初動期における広報活動			3 初動期における広報活動			
(3) 災害モード宣言			(3) 災害モード宣言			
府が市民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行った場合、報道広報班は市民に対して宣言の内容を周知する。			府が市民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行った場合、報道広報班は市民に対して宣言の内容を周知する。			
			【発信の目安】 ・ <u>台風</u> ア <u>気象台の予測で、強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合</u> イ <u>大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模の高潮が見込まれる場合</u> ・ <u>地震</u>			

旧	新	備考
【宣言の内容】 ・台風の場合 ア 自分の身の安全確保 イ 出勤・通学の抑制 ウ 市町村長の発令する避難情報への注意 ・地震の場合 ア 自分の身の安全確保 イ 近所での助け合い ウ むやみな移動の抑制 エ 出勤・通学の抑制	<u>ア 府域に震度6弱以上を観測した場合</u> <u>・その他自然災害等</u> <u>ア その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合</u>	
【宣言の内容】 ・台風 ア 自分の身の安全確保 イ 出勤・通学の抑制 ウ 市町村長の発令する避難情報への注意 ・地震 ア 自分の身の安全確保 イ 近所での助け合い ウ むやみな移動の抑制 エ 出勤・通学の抑制	【宣言の内容】 ・台風 ア 自分の身の安全確保 イ 出勤・通学の抑制 ウ 市町村長の発令する避難情報への注意 ・地震 ア 自分の身の安全確保 イ 近所での助け合い ウ むやみな移動の抑制 エ 出勤・通学の抑制	削除
4 初動期以降における広報活動	4 初動期以降における広報活動	
(2) 広報手段等	(2) 広報手段等	
初動期の広報活動を継続するほか、広報紙による広報、インターネット(市ホームページ)、コミュニティFM、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)による広報等、市民一人ひとりに情報が伝達されるように配慮する。	初動期の広報活動を継続するほか、広報紙による広報、インターネット(市ホームページ)、<u>臨時災害放送局</u>、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)による広報等、市民一人ひとりに情報が伝達されるように配慮する。	修正
第2 報道機関への情報提供等	第2 報道機関への情報提供等	
1 災害情報の報道提供	1 災害情報の報道提供	
報道広報班は、各班からの災害情報の報道依頼を取りまとめ、報道機関へ報道を依頼する。	報道広報班は、各班からの災害情報の報道依頼を取りまとめ、報道機関へ報道を依頼する。	
また、やおコミュニティ放送株式会社及び株式会社ジェイコムウエストと災害発生時の緊急放送に関する協定を締結しており、これにより災害緊急放送を実施するほか、テレビ・ラジオ等については、府を通じて「災害発生時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK大阪放送局等※の報道機関に対し放送要請する。	また、株式会社ジェイコムウエスト<u>かわち局</u>と災害発生時の緊急放送に関する協定を締結しており、これにより災害緊急放送を実施するほか、テレビ・ラジオ等については、府を通じて「災害発生時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK大阪放送局等※の報道機関に対し放送要請する。	削除
3 災害時要配慮者に配慮した情報提供	3 災害時要配慮者に配慮した情報提供	
報道広報班は、視覚障がい者、聴覚障がい者等、災害時要配慮者への広報において、コミュニティFM及びケーブルテレビ<u>や</u>インターネット等のメディアを活用するほか、ラジオ放送の充実、自主防災組織等による伝達及び一般ボランティア等の協力を得て手話、点字、外国語等による情報提供など、障がい者等に配慮した情報伝達を行う。	報道広報班は、視覚障がい者、聴覚障がい者等、災害時要配慮者への広報において、ケーブルテレビ、<u>インターネット及び臨時災害放送局</u>等のメディアを活用するほか、ラジオ放送の充実、自主防災組織等による伝達及び一般ボランティア等の協力を得て手話、点字、外国語等による情報提供など、障がい者等に配慮した情報伝達を行う。	削除 修正、追記

旧

第2章 応援の要請・受入れ

第1節 広域応援等の要請と受入れ

第2 消防活動に係る応援要請

2 受入れ体制

【特殊な協定の締結状況】

協定名	協定締結先名	内 容
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省 近畿地方整備局	二次災害防止等
救急医療無線局の整備運用に関する基本協定	大阪府	救急医療に関する情報交換
八尾空港及びその周辺における 消火救難活動に関する協定	八尾空港	空港及びその周辺における 航空機に関する火災、空港に おけるその他火災
緊急対策本部設置に関する覚書	大阪航空局八尾空港 事務所他6機関	航空犯罪
市域境界線上に位置する消防対象物の 取扱いに関する協定、同覚書	大阪市	立入検査、防火管理、火災原因等
〃	東大阪市	〃
〃	柏原羽曳野藤井寺 消防組合	〃
ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に 関する申し合わせ	大阪瓦斯株式会社 東部支社	ガス保安体制の強化
近畿・中国高速道路消防協議会	吹田市 他14消防本部	高速道路における消防救急 業務
中河内消防救急業務指導に関する 協定	大阪府立中河内 救命救急センター 他4機関	救急業務
救急医療相談業務に係る応援協定	大阪市	救急医療相談業務への参画
大阪市消防局映像伝送装置運用に 係る協定	大阪市消防局	災害時における映像情報の 提供
大規模災害発生時における 消防活動拠点に関する覚書	大阪経済法科大学	消防本部機能等の移転

新

第2章 応援の要請・受入れ

第1節 広域応援等の要請と受入れ

第2 消防活動に係る応援要請

2 受入れ体制

【特殊な協定の締結状況】

協定名	協定締結先名	内 容
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省 近畿地方整備局	二次災害防止等
救急医療無線局の整備運用に関する基本協定	大阪府	救急医療に関する情報交換
八尾空港及びその周辺における 消火救難活動に関する協定	八尾空港	空港及びその周辺における 航空機に関する火災、空港に おけるその他火災
緊急対策本部設置に関する覚書	大阪航空局八尾空港 事務所他6機関	航空犯罪
市域境界線上に位置する消防対象物の 取扱いに関する協定、同覚書	大阪市	立入検査、防火管理、火災原因等
〃	東大阪市	〃
〃	大阪南消防組合	〃
ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に 関する申し合わせ	大阪瓦斯株式会社 東部支社	ガス保安体制の強化
近畿・中国高速道路消防協議会	吹田市 他14消防本部	高速道路における消防救急 業務
中河内消防救急業務指導に関する 協定	大阪府立中河内 救命救急センター 他3機関	救急業務
救急医療相談業務に係る応援協定	大阪市	救急医療相談業務への参画
大阪市消防局映像伝送装置運用に 係る協定	大阪市消防局	災害時における映像情報の 提供
大規模災害発生時における 消防活動拠点に関する覚書	大阪経済法科大学	消防本部機能等の移転

備考

修正

修正

旧	新	備考
第2節 自衛隊に対する災害派遣要請と受入れ 1 派遣要請 (3)自衛隊の災害派遣 ア 知事への派遣要請等によるもの 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう要求する。この場合、市長は、その旨及び災害の状況を自衛隊(第36普通科連隊)に通知する。なお、要求に当たっては、緊急性、公共性、非代替性を考慮する。また、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求し、事後速やかに知事に文書を提出する。 第3章 消火、救助及び医療救護活動 第2節 応急医療対策 第1 災害時医療救護体制の確保 6 救護所の開設と医療救護チーム(災害派遣医療チーム(DMAT)含む)の編成、派遣 保健所・健康管理班は、八尾市医師会等に対し、医療救護チームの編成を要請し、救護所の開設及び運営を行う。救護所における現地医療活動は、医療救護チームがあたるものとし、必要に応じて府を通じて日本赤十字社等による応援医療チームを配備する。 医療救護チームは、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資機材等を携行する。保健所・健康管理班は、協定業者等からの調達によって、医薬品、医療用資機材を確保に関する調整を行う。	第2節 自衛隊に対する災害派遣要請と受入れ 1 派遣要請 (3)自衛隊の災害派遣 ア 知事への派遣要請等によるもの 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう要求する。この場合、市長は、その旨及び災害の状況を自衛隊(第36普通科連隊)に通知する。なお、要求に当たっては、緊急性、公共性、非代替性を考慮する。また、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求し、事後速やかに知事に文書を提出する。<u>さらには、大阪広域水道企業団が管理する水道施設に関する自衛隊への派遣要請は、大阪広域水道企業団から大阪府水道災害調整本部を通じて依頼することができるため、当該要請については、市と大阪広域水道企業団八尾水道センターとで十分調整した上で行う。</u> 第3章 消火、救助及び医療救護活動 第2節 応急医療対策 第1 災害時医療救護体制の確保 6 救護所の開設と医療救護チームの編成 保健所・健康管理班は、八尾市医師会、<u>八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会の協力を得て医療救護チームを編成し</u>、救護所の開設及び運営を行う。救護所における現地医療活動は、医療救護チームがあたる。 医療救護チームは、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資機材等を携行する。保健所・健康管理班は、協定業者等からの調達によって、医薬品、医療用資機材を確保に関する調整を行う。	追記 削除 修正 削除

旧	新	備考														
7 広域応援要請 保健所・健康管理班は、府に広域応援要請を行う。 8 応援医療チームの受入れ調整 応援医療チームの受入れ・配備については、保健所・健康管理班において行う。 10 各機関との窓口 【災害医療に係る各機関との窓口】 <table><tr><th>班 名</th><th>役 割</th></tr><tr><td rowspan="4">保健所・健康管理班</td><td>医療救護チーム、応援医療チーム、医療ボランティアとの調整</td></tr><tr><td>八尾市医師会との調整</td></tr><tr><td>市内災害医療機関との調整</td></tr><tr><td>府への派遣要請</td></tr></table> 第2 医療救護活動	班 名	役 割	保健所・健康管理班	医療救護チーム、 応援 医療チーム、医療ボランティアとの調整	八尾市医師会との調整	市内災害医療機関との調整	府への派遣要請	7 <u>派遣</u>要請 <u>医療救護チームが不足する場合、保健所・健康管理班は、本部長と協議の上、府に対し、災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣を要請する。</u> 8 <u>各派遣</u>医療チームの受入れ調整 <u>各派遣</u>医療チームの受入れについては、保健所・健康管理班において行う。 10 各機関との窓口 【災害医療に係る各機関との窓口】 <table><tr><th>班 名</th><th>役 割</th></tr><tr><td rowspan="4">保健所・健康管理班</td><td>医療救護チーム、<u>各派遣</u>医療チーム、医療ボランティアとの調整</td></tr><tr><td>八尾市医師会、<u>八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会</u>との調整</td></tr><tr><td>市内災害医療機関との調整</td></tr><tr><td>府への派遣要請</td></tr></table> 第2 医療救護活動	班 名	役 割	保健所・健康管理班	医療救護チーム、 <u>各派遣</u> 医療チーム、医療ボランティアとの調整	八尾市医師会、 <u>八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会</u> との調整	市内災害医療機関との調整	府への派遣要請	修正 修正 修正 修正、削除 修正 追記
班 名	役 割															
保健所・健康管理班	医療救護チーム、 応援 医療チーム、医療ボランティアとの調整															
	八尾市医師会との調整															
	市内災害医療機関との調整															
	府への派遣要請															
班 名	役 割															
保健所・健康管理班	医療救護チーム、 <u>各派遣</u> 医療チーム、医療ボランティアとの調整															
	八尾市医師会、 <u>八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会</u> との調整															
	市内災害医療機関との調整															
	府への派遣要請															



旧	新	備考																
- ヘリコプターを使用した市外災害拠点病院への搬送 - 自衛隊機等を使用した府外医療施設への搬送	- ヘリコプターを使用した市外災害拠点病院等への搬送 - 自衛隊機等を使用した被災地域外災害拠点病院等への搬送	追記 修正																
第4章 避難受入れ活動	第4章 避難受入れ活動																	
第1節 応急避難対策	第1節 応急避難対策																	
第1 避難の指示	第1 避難の指示																	
1 高齢者避難等又は避難指示の判断	1 高齢者等避難又は避難指示の判断	追記、削除																
(2)高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の区分、基準及び伝達方法	(2)高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の区分、基準及び伝達方法																	
【避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動】	【避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動】																	
<table><tr><th>警戒レベル</th><th>居住者等がとるべき行動</th><th>行動を居住者等に促す情報</th><th>居住者が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)</th></tr><tr><td>警戒レベル5</td><td>命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</td><td>緊急安全確保 (市長が発令)</td><td>・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害))※2 ・(大雨特別警報(土砂災害))※2 ・高潮氾濫発生情報</td></tr></table>	警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)	警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、 緊急 安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市長が発令)	・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害))※2 ・(大雨特別警報(土砂災害))※2 ・高潮氾濫発生情報	<table><tr><th>警戒レベル</th><th>居住者等がとるべき行動</th><th>行動を居住者等に促す情報</th><th>居住者が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)</th></tr><tr><td>警戒レベル5</td><td>命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、必要と認める地域の必要と認める居住者は、高所への移動、近くの堅固な建物への退避等をただちに行い、身の安全を確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</td><td>緊急安全確保 (市長が発令)</td><td>・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害))※2 ・(大雨特別警報(土砂災害))※2 ・高潮氾濫発生情報</td></tr></table>	警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)	警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、必要と認める地域の必要と認める居住者は、高所への移動、近くの堅固な建物への退避等をただちに行い、身の安全を確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市長が発令)	・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害))※2 ・(大雨特別警報(土砂災害))※2 ・高潮氾濫発生情報	削除・追記 追記
警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)															
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、 緊急 安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市長が発令)	・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害))※2 ・(大雨特別警報(土砂災害))※2 ・高潮氾濫発生情報															
警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)															
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、必要と認める地域の必要と認める居住者は、高所への移動、近くの堅固な建物への退避等をただちに行い、身の安全を確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市長が発令)	・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害))※2 ・(大雨特別警報(土砂災害))※2 ・高潮氾濫発生情報															
2 避難情報発令の連絡	2 避難情報発令の連絡																	
(3)避難情報の連絡経路	(3)避難情報の連絡経路																	
避難情報の連絡経路は、次の図を基本とするが、状況に応じ、迅速に市民等に情報を伝達することを最優先とし、あらゆる手段で伝達する。	避難情報の連絡経路は、次の図を基本とするが、状況に応じ、迅速に市民等に情報を伝達することを最優先とし、あらゆる手段で伝達する。 <u>市及び府、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。</u>	追記																

旧	新	備考
【避難情報の連絡経路】 第3 避難 1 避難誘導 (1)避難の流れ 【避難誘導の流れ】	【避難情報の連絡経路】 第3 避難 1 避難誘導 (1)避難の流れ 【避難誘導の流れ】	削除 削除

旧	新	備考
第2節 避難所の開設・管理 第1 避難所の開設 4 臨時避難所の開設、管理 (1)指定避難所、福祉避難所及び第2避難所だけでは不足する場合 指定避難所、福祉避難所及び第2避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合は、他の公共施設及びあらかじめ承諾を受けた民間の施設管理者に対し、臨時避難所としての施設の提供を要請し、承認を得たうえで開設する。 また、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設を確保する。ただし、市役所本庁舎や外部からの応援部隊の活動拠点等の防災中枢拠点(市庁舎本館、消防庁舎)や水道局庁舎等での開設は行わない。 8 関係機関への通知 統括班は、直ちに避難所開設の状況を府防災情報システム、電話・ファックス等により知事に報告する。 第2 避難所の管理 3 避難所の機能・役割 【避難所管理運営の留意点】 (1)避難者名簿等の作成 避難所班長及び避難所運営委員会は、避難者名簿等を作成するとともに、自宅、テント及び車等、避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、これを基に避難所状況報告書をできる限り早期に作成し、避難所管理・教育班及び保健所・健康管理班へ避難所状況を報告する。また、避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。 (4)生活環境への配慮 避難所班長及び避難所運営委員会は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施等生活環境の整備に努める。ま	第2節 避難所の開設・管理 第1 避難所の開設 4 臨時避難所の開設、管理 (1)指定避難所、福祉避難所及び第2避難所だけでは不足する場合 指定避難所、福祉避難所及び第2避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合は、他の公共施設及びあらかじめ承諾を受けた民間の施設管理者に対し、臨時避難所としての施設の提供を要請し、承認を得たうえで開設する。 また、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設を確保する。ただし、市役所本庁舎や外部からの応援部隊の活動拠点等の防災中枢拠点(市庁舎本館、消防庁舎)等での開設は行わない。 8 関係機関への通知 <u>避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。</u>統括班は、直ちに避難所開設の状況を府防災情報システム、電話・ファックス等により知事に報告する。 第2 避難所の管理 3 避難所の機能・役割 【避難所管理運営の留意点】 (1)避難者名簿等の作成 避難所班長及び避難所運営委員会は、避難者名簿等を作成するとともに、自宅、テント及び車等、避難所外で生活している被災者に係る情報の把握に努め、これを基に避難所状況報告書をできる限り早期に作成し、避難所管理・教育班及び保健所・健康管理班へ避難所状況を報告する。また、避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。 (4)生活環境への配慮 避難所班長及び避難所運営委員会は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施等生活環境の整備に努める。ま	削除 追記 削除

旧	新	備考																																																																																																																																																																															
た、生活環境を常に良好に保つため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。加えて、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。	た、生活環境を常に良好に保つため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。加えて、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。 <u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所管理・教育班は、保健所・健康管理班と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。</u> <u>(13)食物アレルギーを有する者への配慮</u> <u>避難所班長及び避難所運営委員会は、避難者の食物アレルギーに関するニーズ等を把握し、食物アレルギーに配慮した食物の確保に努める。</u> <u>(14)外部支援者等の協力要請</u> <u>避難所班長及び避難所運営委員会は、正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア(企業や団体も含む)等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。</u>	追記 追記 追記																																																																																																																																																																															
第5章 緊急物資の供給 第1節 給水活動 市は、府内水道(用水供給)事業体、日本水道協会及び他の市町村等の応援を得ながら応急給水を実施する。 【役割分担と時間軸】 <table><tr><th rowspan="2">主担当</th><th rowspan="2">活動項目</th><th colspan="4">時間</th><th colspan="6">日</th></tr><tr><th>1</th><th>3</th><th>6</th><th>12</th><th>1</th><th>3</th><th>7</th><th>14</th><th>30</th><th>後</th></tr><tr><td rowspan="5">応急給水・ 上水道班</td><td>災害状況の把握</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>応急給水計画の作成</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>応急給水の実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>給水場所・給水時間の広報</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>応援要請</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 【活動を実施するために必要な情報の入手先】 <table><tr><th>主担当</th><th colspan="2">活動項目別の主な入手情報</th><th>情報入手先</th></tr><tr><td rowspan="2">応急給水・ 上水道班</td><td colspan="2">災害状況の把握</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">貯水池の貯水量、断水状況等の被災状況</td><td>各班、現場</td></tr></table> 【活動実施後に必要な情報の伝達先】	主担当	活動項目	時間				日						1	3	6	12	1	3	7	14	30	後	応急給水・ 上水道班	災害状況の把握											応急給水計画の作成											応急給水の実施											給水場所・給水時間の広報											応援要請											主担当	活動項目別の主な入手情報		情報入手先	応急給水・ 上水道班	災害状況の把握			貯水池の貯水量、断水状況等の被災状況		各班、現場	第5章 緊急物資の供給 第1節 給水活動 <u>大阪広域水道企業団は市と協力し、府内水道事業体、日本水道協会及び他の市町村等の応援を得ながら応急給水を実施する。</u> <u>【役割分担と時間軸】</u> <table><tr><th rowspan="2">主担当</th><th rowspan="2">活動項目</th><th colspan="4">時間</th><th colspan="6">日</th></tr><tr><th>1</th><th>3</th><th>6</th><th>12</th><th>1</th><th>3</th><th>7</th><th>14</th><th>30</th><th>後</th></tr><tr><td rowspan="4">大阪広域水道 企業団</td><td>応急給水計画の作成</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>応急給水の実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>給水場所・給水時間の広報</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>応援要請</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <u>【活動を実施するために必要な情報の入手先】</u> <table><tr><th>主担当</th><th colspan="2">活動項目別の主な入手情報</th><th>情報入手先</th></tr><tr><td rowspan="4">大阪広域水道 企業団</td><td colspan="2">災害状況の把握</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">貯水池の貯水量、断水状況等の被災状況</td><td rowspan="3">情報収集・整理班、現場</td></tr><tr><td colspan="2">医療機関の被害状況</td></tr><tr><td colspan="2">避難所の開設状況</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">道路交通の状況</td><td></td></tr></table> <u>【活動実施後に必要な情報の伝達先】</u>	主担当	活動項目	時間				日						1	3	6	12	1	3	7	14	30	後	大阪広域水道 企業団	応急給水計画の作成											応急給水の実施											給水場所・給水時間の広報											応援要請											主担当	活動項目別の主な入手情報		情報入手先	大阪広域水道 企業団	災害状況の把握			貯水池の貯水量、断水状況等の被災状況		情報収集・整理班、現場	医療機関の被害状況		避難所の開設状況			道路交通の状況			削除・追記 修正 修正・追記
主担当			活動項目	時間				日																																																																																																																																																																									
	1	3		6	12	1	3	7	14	30	後																																																																																																																																																																						
応急給水・ 上水道班	災害状況の把握																																																																																																																																																																																
	応急給水計画の作成																																																																																																																																																																																
	応急給水の実施																																																																																																																																																																																
	給水場所・給水時間の広報																																																																																																																																																																																
	応援要請																																																																																																																																																																																
主担当	活動項目別の主な入手情報		情報入手先																																																																																																																																																																														
応急給水・ 上水道班	災害状況の把握																																																																																																																																																																																
	貯水池の貯水量、断水状況等の被災状況		各班、現場																																																																																																																																																																														
主担当	活動項目	時間				日																																																																																																																																																																											
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後																																																																																																																																																																						
大阪広域水道 企業団	応急給水計画の作成																																																																																																																																																																																
	応急給水の実施																																																																																																																																																																																
	給水場所・給水時間の広報																																																																																																																																																																																
	応援要請																																																																																																																																																																																
主担当	活動項目別の主な入手情報		情報入手先																																																																																																																																																																														
大阪広域水道 企業団	災害状況の把握																																																																																																																																																																																
	貯水池の貯水量、断水状況等の被災状況		情報収集・整理班、現場																																																																																																																																																																														
	医療機関の被害状況																																																																																																																																																																																
	避難所の開設状況																																																																																																																																																																																
	道路交通の状況																																																																																																																																																																																

旧			新			備考
主担当	活動項目別の主な伝達情報		情報伝達先			
応急給水・土水道班	給水場所・給水時間の広報					修正・追記
	給水場所、給水時間、断水の解消見込みの情報	市民				
	応援要請					削除
	被災状況 必要資源の確保状況 応援要請	民間事業者 府 大阪広域水道企業団 日本水道協会				
1 災害状況の把握と応急給水計画の作成						
(1)被災状況の把握						
応急給水・土水道班は、災害発生後、次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握し、応急給水計画を立てる。						
● 受水池、配水池等の被災状況を確認し、貯水量の把握を行う ● 大阪広域水道震災対策中央本部又はブロック本部と連絡をとり、被害状況と供給量の確認を行う(府域に震度5弱以上を観測した場合に、大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部は自動的に設置される)。また、大阪府水道災害調整本部に被害状況の報告を行う ● 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う						
3 広報						
応急給水を実施するにあたり、給水場所、給水時間について広報車等で広報を行う。						
4 応援要請						
応急給水・土水道班は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ近隣の協定締結市・団体等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、日本水道協会支部長市を通じ、広範な他の市町村等に応援を要請する。						
5 水道相互応援協定の締結状況						
【水道相互応援協定の締結状況】						
協定名	協定市町村・団体名	内 容				
大阪市と八尾市の相互応援給水に関する協定	大阪市	緊急時の相互応援給水				
災害発生時における日本水道協会関西地方支部内	日本水道協会関西地方支部区域内の会員	地震・風水害・渇水時の応援復旧等				

主担当	活動項目別の主な伝達情報		情報伝達先			
大阪広域水道企業団	給水場所・給水時間の広報					修正・追記
	給水場所、給水時間、断水の解消見込みの情報	市民等、報道広報班				
	応援要請					削除
	被災状況 応援要請	民間事業者 府 日本水道協会				
1 災害状況の把握と応急給水計画の作成						
(1)被災状況の把握						
大阪広域水道企業団は、災害発生後、次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握し、応急給水計画を立てる。						
● 受水池、配水池等の被災状況を確認し、貯水量の把握を行う ● 府域に震度5弱以上を観測した場合に大阪府水道災害調整本部及び日本水道協会府支部に被害状況の報告を行う ● 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う						
3 広報						
応急給水を実施するにあたり、給水場所、給水時間について大阪広域水道企業団HP、SNS及び広報車等で広報を行う。また、市HP等にも同内容を掲載を依頼するよう、報道広報班へ依頼する。						
4 応援要請						
大阪広域水道企業団は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保するが、大阪広域水道企業団のみでは対応が困難な場合には、必要に応じ近隣の協定締結市・団体等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、日本水道協会支部長市を通じ、広範な他の市町村等に応援を要請する。						
削除						

旧			新	備考												
<table><tr><td>の相互応援に関する協定</td><td></td><td></td></tr><tr><td>水道事業における災害時の相互応援に関する基本協定</td><td>柏原市</td><td>緊急時の相互応援活動</td></tr><tr><td>東部大阪水道協議会 水道災害時相互応援に関する協定</td><td>東部大阪水道協議会員各市</td><td>水道災害時の相互応援活動</td></tr><tr><td>大阪広域水道震災対策相互応援協定</td><td>大阪広域水道企業団他1企業団、府内29市町村、大阪府健康医療部</td><td>地震及びその他大規模事故の応急復旧の相互応援</td></tr></table>			の相互応援に関する協定			水道事業における災害時の相互応援に関する基本協定	柏原市	緊急時の相互応援活動	東部大阪水道協議会 水道災害時相互応援に関する協定	東部大阪水道協議会員各市	水道災害時の相互応援活動	大阪広域水道震災対策相互応援協定	大阪広域水道企業団他1企業団、府内29市町村、大阪府健康医療部	地震及びその他大規模事故の応急復旧の相互応援		
の相互応援に関する協定																
水道事業における災害時の相互応援に関する基本協定	柏原市	緊急時の相互応援活動														
東部大阪水道協議会 水道災害時相互応援に関する協定	東部大阪水道協議会員各市	水道災害時の相互応援活動														
大阪広域水道震災対策相互応援協定	大阪広域水道企業団他1企業団、府内29市町村、大阪府健康医療部	地震及びその他大規模事故の応急復旧の相互応援														
第2節 食料及び生活必需品の供給			第2節 食料及び生活必需品の供給													
市は、避難所等からの報告に基づき、食料及び生活必需品の必要品目及び必要数量を把握し、府、協定業者等の協力のもと、迅速かつ的確な確保・供給を行い、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。			市は、避難所等からの報告に基づき、食料及び生活必需品の必要品目及び必要数量を把握し、府、協定業者等の協力のもと、迅速かつ的確な確保・供給を行い、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、<u>食物アレルギーに配慮した食料の確保</u>、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。 <u>市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁)又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</u> <u>なお、市は、府に要請することもでき、府は、被災市(八尾市)において備蓄物資等の不足や災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市(八尾市)に対する物資を確保し輸送するものとする。</u>													
第6章 緊急輸送対策			第6章 緊急輸送対策													
第1節 陸上輸送			第1節 陸上輸送													
3 緊急交通路の機能確保			3 緊急交通路の機能確保													
土木対策・交通班は、緊急交通路のうち市が管理する道路については、道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、土木対策・交通班は、自ら車両の移動等を行う。その際、やむを得ない場合は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能である。また、作業にあたっては、大阪府警			土木対策・交通班は、緊急交通路のうち市が管理する道路については、道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、土木対策・交通班は、自ら車両の移動等を行う。その際、やむを得ない場合は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能である。また、作業にあたっては、大阪府警													

旧	新	備考
察(八尾警察署)、他の道路管理者と相互に協力する。	察(八尾警察署)、他の道路管理者と相互に協力する。 <u>土木対策・交通班は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急交通路の機能確保に努める。</u>	追記
第7章 二次災害の防止対策	第7章 二次災害の防止対策	
第1節 公共都市基盤施設等の対策	第1節 公共都市基盤施設等の対策	
3 市民への広報 報道広報班及び救出救助班は、市長が避難情報を発令した場合、当該地域住民等に次の事項について、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、 コミュニティFM 、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)、生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用等により情報伝達を行うほか、警察官、消防団、自治会(町会)等の協力を得て周知徹底を図り、避難者の誘導にあたりとともに、必要事項について府及び大阪府警察(八尾警察署)に報告する。	3 市民への広報 報道広報班及び救出救助班は、市長が避難情報を発令した場合、当該地域住民等に次の事項について、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)、生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用等により情報伝達を行うほか、警察官、消防団、自治会(町会)等の協力を得て周知徹底を図り、避難者の誘導にあたりとともに、必要事項について府及び大阪府警察(八尾警察署)に報告する。	削除
第2節 被災建築物等応急対策	第2節 被災建築物等応急対策	
5 市民への広報 報道広報班は、応急危険度判定を実施する際に、次の事項について、行政防災無線(戸別受信機を含む。)、広報車、インターネット(市ホームページ)、 コミュニティFM 、ケーブルテレビ、生活応援アプリ「やおっぷ」等により情報伝達を行うほか、自治会(町会)等の協力を得て周知徹底を図る。	5 市民への広報 報道広報班は、応急危険度判定を実施する際に、次の事項について、行政防災無線(戸別受信機を含む。)、広報車、インターネット(市ホームページ)、ケーブルテレビ、生活応援アプリ「やおっぷ」、 <u>臨時災害放送局を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用</u> 等により情報伝達を行うほか、自治会(町会)等の協力を得て周知徹底を図る。	削除 追記
第3節 危険物施設等の応急措置	第3節 危険物施設等の応急措置	
3 市民への広報 報道広報班は、市長が避難情報の発令を行った場合、当該地域住民等に次の事項について、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、 コミュニティFM 、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)、生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(S	3 市民への広報 報道広報班は、市長が避難情報の発令を行った場合、当該地域住民等に次の事項について、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)、生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用等に	削除

旧	新	備考
NS)の活用等により情報伝達を行うほか、警察官、消防団、自治会(町会)等の協力を得て周知徹底を図り、避難者の誘導にあたるとともに、必要事項について府及び大阪府警察(八尾警察署)に報告する。	より情報伝達を行うほか、警察官、消防団、自治会(町会)等の協力を得て周知徹底を図り、避難者の誘導にあたるとともに、必要事項について府及び大阪府警察(八尾警察署)に報告する。	
第4節 土砂災害応急対応	第4節 土砂災害応急対応	
1 情報の収集及び伝達	1 情報の収集及び伝達	
(5)情報伝達手段	(5)情報伝達手段	
市は、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、 コミュニティFM 、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)、生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用等により行う。	市は、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)、生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用等により行う。	削除
2 避難対策の実施	2 避難対策の実施	
(2)住民等への周知徹底	(2)住民等への周知徹底	
報道広報班は、市長が避難情報を発令した場合、当該地域住民等に次の事項について、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、 コミュニティFM 、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)、生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用等により情報伝達を行うほか、警察官、消防団、自治会(町会)等の協力を得て周知徹底を図り、避難者の誘導にあたるとともに、必要事項について府及び大阪府警察(八尾警察署)に報告する。	報道広報班は、市長が避難情報を発令した場合、当該地域住民等に次の事項について、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)、生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用等により情報伝達を行うほか、警察官、消防団、自治会(町会)等の協力を得て周知徹底を図り、避難者の誘導にあたるとともに、必要事項について府及び大阪府警察(八尾警察署)に報告する。	削除
第8章 ライフラインの応急復旧	第8章 ライフラインの応急復旧	
市及び関係機関は、被害を受けたライフライン施設の緊急対応を行い、ライフラインの確保と二次災害防止を行うとともに、速やかに応急復旧を行い、必要な機能を確保する。	市及び関係機関は、被害を受けたライフライン施設の緊急対応を行い、ライフラインの確保と二次災害防止を行うとともに、速やかに応急復旧を行い、必要な機能を確保する。	
第1節 下水道施設	第1節 下水道施設	第1節と第2節を入れ替え
【役割分担と時間軸】		
主担当	活動項目	時間日
		136121371430後
土木対策・交通班	緊急対応の実施	
	活動体制の確保	

旧	新							備考
		応急復旧対策						
		市民への広報						
	報道広報班	市民への広報						
	【活動を実施するために必要な情報の入手先】							
	主担当	活動項目別の主な入手情報					情報入手先	
	土木対策・交通班	緊急対応の実施						
		下水道施設の被害状況					情報収集・整理班	
		応急復旧対策						
		下水道施設の被害状況					情報収集・整理班	
	報道広報班	市民への広報						
水洗便所使用禁止区域及び復旧見通し					土木対策・交通班			
【活動実施後に必要な情報の伝達先】								
	主担当	活動項目別の主な伝達情報					情報伝達先	
	土木対策・交通班	緊急対応の実施						
		施設の停止・緊急排水、水洗便所等の使用停止					付近住民 救出救助班 大阪府警察(八尾警察署)	
		活動体制の確保						
		応援要請					府、他市町村	
	報道広報班	市民への広報						
		水洗便所使用禁止区域及び復旧見通し					市民	
※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。								
1 緊急対応の実施								
土木対策・交通班は、地震発生後速やかに下水道施設の点検を行うとともに、情報収集・整理班等からの情報によって、下水道施設の被災状況を把握する。被害が生じた場合は、統括班を通じて府に報告する。 土木対策・交通班は、被災状況によって、施設の停止・緊急排水、水洗便所等の使用停止の広報等の緊急対応を実施する。 土木対策・交通班は、下水管渠の被害に対し、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じる。 土木対策・交通班は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部、大阪府警察(八尾警察署)に通報し、付近住民に広報する。								
2 活動体制の確保								
土木対策・交通班は、応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、府、他の市町村等に応援を要請す								

旧	新	備考																																																																																																																																																																										
	る。 3 応急復旧対策 (1)資機材等の確保 土木対策・交通班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。 (2)応急復旧 土木対策・交通班は、施設の応急復旧を進め、順次回復に努める。 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。 4 市民への広報 土木対策・交通班は、地域での広報を行い、全市的な広報は報道広報班を通じて行う。 広報内容は以下のとおりとする。 - 下水道が利用できない区域及び復旧見通しに関する情報等 - 生活水の節水																																																																																																																																																																											
第4節 上水道施設	第2節 上水道施設																																																																																																																																																																											
【役割分担と時間軸】 <table><tr><th rowspan="2">主担当</th><th rowspan="2">活動項目</th><th colspan="4">時間</th><th colspan="6">日</th></tr><tr><th>1</th><th>3</th><th>6</th><th>12</th><th>1</th><th>3</th><th>7</th><th>14</th><th>30</th><th>後</th></tr><tr><td rowspan="3">応急給水・ 上水道班</td><td>緊急対応の実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>活動体制の確保</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>応急復旧対策</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>報道広報班</td><td>市民への広報</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 【活動を実施するために必要な情報の入手先】 <table><tr><th>主担当</th><th>活動項目別の主な入手情報</th><th>情報入手先</th></tr><tr><td rowspan="4">応急給水・ 上水道班</td><td>緊急対応の実施</td><td></td></tr><tr><td>被害情報 被害箇所</td><td>統括班 現地(点検・調査)</td></tr><tr><td>活動体制の確保</td><td></td></tr><tr><td>必要な人材、資機材等</td><td>現地</td></tr><tr><td rowspan="2">報道広報班</td><td>市民への広報</td><td></td></tr><tr><td>断水区域及び復旧見通し 応急給水場所、時間等</td><td>応急給水・上水道班</td></tr></table> 【活動実施後に必要な情報の伝達先】	主担当	活動項目	時間				日						1	3	6	12	1	3	7	14	30	後	応急給水・ 上水道班	緊急対応の実施											活動体制の確保											応急復旧対策											報道広報班	市民への広報											主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先	応急給水・ 上水道班	緊急対応の実施		被害情報 被害箇所	統括班 現地(点検・調査)	活動体制の確保		必要な人材、資機材等	現地	報道広報班	市民への広報		断水区域及び復旧見通し 応急給水場所、時間等	応急給水・上水道班	【役割分担と時間軸】 <table><tr><th rowspan="2">主担当</th><th rowspan="2">活動項目</th><th colspan="4">時間</th><th colspan="6">日</th></tr><tr><th>1</th><th>3</th><th>6</th><th>12</th><th>1</th><th>3</th><th>7</th><th>14</th><th>30</th><th>後</th></tr><tr><td rowspan="3">大阪広域水道 企業団</td><td>緊急対応の実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>活動体制の確保</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>応急復旧対策</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>報道広報班</td><td>市民への広報</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 【活動を実施するために必要な情報の入手先】 <table><tr><th>主担当</th><th>活動項目別の主な入手情報</th><th>情報入手先</th></tr><tr><td rowspan="4">大阪広域水道 企業団</td><td>緊急対応の実施</td><td></td></tr><tr><td>被害情報 被害箇所</td><td>情報・収集整理班 現地(点検・調査)</td></tr><tr><td>活動体制の確保</td><td></td></tr><tr><td>必要な人材、資機材等</td><td>現地</td></tr><tr><td rowspan="2">報道広報班</td><td>市民等への広報</td><td></td></tr><tr><td>断水区域及び復旧見通し 応急給水場所、時間等</td><td>大阪広域水道企業団</td></tr></table> 【活動実施後に必要な情報の伝達先】	主担当	活動項目	時間				日						1	3	6	12	1	3	7	14	30	後	大阪広域水道 企業団	緊急対応の実施											活動体制の確保											応急復旧対策											報道広報班	市民への広報											主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先	大阪広域水道 企業団	緊急対応の実施		被害情報 被害箇所	情報・収集整理班 現地(点検・調査)	活動体制の確保		必要な人材、資機材等	現地	報道広報班	市民等への広報		断水区域及び復旧見通し 応急給水場所、時間等	大阪広域水道企業団	修正 <
主担当			活動項目	時間				日																																																																																																																																																																				
	1	3		6	12	1	3	7	14	30	後																																																																																																																																																																	
応急給水・ 上水道班	緊急対応の実施																																																																																																																																																																											
	活動体制の確保																																																																																																																																																																											
	応急復旧対策																																																																																																																																																																											
報道広報班	市民への広報																																																																																																																																																																											
主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先																																																																																																																																																																										
応急給水・ 上水道班	緊急対応の実施																																																																																																																																																																											
	被害情報 被害箇所	統括班 現地(点検・調査)																																																																																																																																																																										
	活動体制の確保																																																																																																																																																																											
	必要な人材、資機材等	現地																																																																																																																																																																										
報道広報班	市民への広報																																																																																																																																																																											
	断水区域及び復旧見通し 応急給水場所、時間等	応急給水・上水道班																																																																																																																																																																										
主担当	活動項目	時間				日																																																																																																																																																																						
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後																																																																																																																																																																	
大阪広域水道 企業団	緊急対応の実施																																																																																																																																																																											
	活動体制の確保																																																																																																																																																																											
	応急復旧対策																																																																																																																																																																											
報道広報班	市民への広報																																																																																																																																																																											
主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先																																																																																																																																																																										
大阪広域水道 企業団	緊急対応の実施																																																																																																																																																																											
	被害情報 被害箇所	情報・収集整理班 現地(点検・調査)																																																																																																																																																																										
	活動体制の確保																																																																																																																																																																											
	必要な人材、資機材等	現地																																																																																																																																																																										
報道広報班	市民等への広報																																																																																																																																																																											
	断水区域及び復旧見通し 応急給水場所、時間等	大阪広域水道企業団																																																																																																																																																																										

旧			新			備考
主担当	活動項目別の主な伝達情報		情報伝達先			
応急給水・土水道班	緊急対応の実施					修正
	被害情報	統括班府	情報・収集整理班府			
	活動体制の確保					修正
	必要な人材、資機材等の確保要請	協定業者府 大阪広域水道企業団	協定業者府			
	市民への広報					削除 追記
断水区域及び復旧見通し 応急給水場所、時間等	報道広報班	報道広報班				
報道広報班	市民への広報					追記
	断水区域及び復旧見通し 応急給水場所、時間等	市民	市民等			
1 緊急対応の実施						
(1)災害状況の把握						
応急給水・土水道班は、災害発生後速やかに水道施設の点検・調査を行い、被害状況を把握して、被害が生じた場合は、統括班を通じて府に報告し、水道施設の応急復旧計画を作成する。						
また、市域で震度5弱以上の地震を観測した場合は、直ちに施設、設備の被害状況を調査し、結果を府に報告する。						
(2)緊急対応の実施						
応急給水・土水道班は、応急給水及び消防水利確保のため、次の緊急対応を行う。						
2 活動体制の確保						
応急給水・土水道班は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ近隣の協定締結市・団体等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、日本水道協会支部長市を通じ、広範な他の市町村等に応援を要請する。						
3 応急復旧対策						
(1)資機材等の確保						
応急給水・土水道班は、応急復旧に必要な人材及び資機材等を確保する。						
(2)応急復旧						

主担当			活動項目別の主な伝達情報		情報伝達先	
大阪広域水道企業団	緊急対応の実施					
	被害情報		情報・収集整理班府			
	活動体制の確保					
	必要な人材、資機材等の確保要請		協定業者府			
	市民等への広報					
断水区域及び復旧見通し 応急給水場所、時間等		報道広報班		報道広報班		
市民等への広報						
報道広報班	断水区域及び復旧見通し 応急給水場所、時間等	市民等				
1 緊急対応の実施						
(1)災害状況の把握						
大阪広域水道企業団は、災害発生後速やかに水道施設の点検・調査を行い、被害状況を把握して、被害が生じた場合は、府及び市に報告し、水道施設の応急復旧計画を作成する。						
また、市域で震度5弱以上の地震を観測した場合は、直ちに施設、設備の被害状況を調査し、結果を府、市及び日本水道協会府支部に報告する。						
(2)緊急対応の実施						
大阪広域水道企業団は、応急給水及び消防水利確保のため、次の緊急対応を行う。						
2 活動体制の確保						
大阪広域水道企業団は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保するが、大阪広域水道企業団のみで対応が困難な場合は、必要に応じ近隣の協定締結市・団体等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、日本水道協会支部長市を通じ、広範な他の市町村等に応援を要請する。						
3 応急復旧対策						
(1)資機材等の確保						
大阪広域水道企業団は、応急復旧に必要な人材及び資機材等を確保する。						
(2)応急復旧						

旧	新	備考
応急給水・土水道班は、断水区域を少なくするよう配水調整と併せて、受・配水施設、導・送・配水管路について、順次応急復旧を進め、断水区域の解消に努める。 ア 導・送水管路 大阪広域水道企業団分岐から受・配水施設までの導水管路、受水施設から配水施設までの送水管路は、優先して復旧作業に着手し水量を確保する。 4 市民への広報 応急給水・土水道班は、地域での広報を行い、全市的な広報は、報道広報班を通じて行う。	<u>大阪広域水道企業団</u>は、断水区域を少なくするよう配水調整と併せて、受・配水施設、導・送・配水管路について、順次応急復旧を進め、断水区域の解消に努める。 ア 導・送水管路 受・配水施設までの導水管路、受水施設から配水施設までの送水管路は、優先して復旧作業に着手し水量を確保する。 4 市民への広報 <u>大阪広域水道企業団</u>は、地域での広報を行い、全市的な広報は、報道広報班を通じて行う。	修正 <

旧	新	備考
1緊急対応の実施 土木対策・交通班は、地震発生後速やかに下水道施設の点検を行うとともに、情報収集・整理班等からの情報によって、下水道施設の被災状況を把握する。被害が生じた場合は、統括班を通じて府に報告する。 土木対策・交通班は、被災状況によって、施設の停止・緊急排水、水洗便所等の使用停止の広報等の緊急対応を実施する。 土木対策・交通班は、下水管渠の被害に対し、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じる。 土木対策・交通班は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部、大阪府警察(八尾警察署)に通報し、付近住民に広報する。 2活動体制の確保 土木対策・交通班は、応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、府、他の市町村等に応援を要請する。 3応急復旧対策 (1)資機材等の確保 土木対策・交通班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。 (2)応急復旧 土木対策・交通班は、施設の応急復旧を進め、順次回復に努める。 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。 4市民への広報 土木対策・交通班は、地域での広報を行い、全市的な広報は報道広報班を通じて行う。 広報内容は以下のとおりとする。 ●下水道が利用できない区域及び復旧見通しに関する情報等 ●生活水の節水		

旧	新	備考																																		
第10章 建築物・住宅応急対策 第1節 住居等の対策 【活動実施後に必要な情報の伝達先】 <table><tr><th>主担当</th><th>活動項目別の主な伝達情報</th><th>情報伝達先</th></tr><tr><td rowspan="2">家屋調査班</td><td>住家等の被害認定調査の実施</td><td></td></tr><tr><td>住家等の被害状況</td><td>住宅等被害判定会議</td></tr><tr><td rowspan="4">倒壊家屋・住宅対策班</td><td>被災住宅の応急修理</td><td></td></tr><tr><td>住家等の被害状況、府からの委任</td><td>建設業者</td></tr><tr><td>被災家屋の解体</td><td></td></tr><tr><td>国による特別措置の執行に関する情報</td><td>府(国)</td></tr></table> 第1 被害認定調査の実施 1 被害認定調査 (2)被害認定調査(一次調査)の実施 市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。 (3)被害認定調査(二次調査)の実施 一次調査が物理的に不可能及び一次調査の結果に不服のあった住家について再調査を実施する。二次調査時は、必ず居住者又は所有者等の立会のうえで立入調査を実施する。 (4)被害認定再調査の実施 一次調査の結果に不服のあった住家について被害認定再調査を実施する。被害認定再調査は、必ず居住者又は所有者等の立会のうえで立入調査を実施し、申出内容を重点的に点検する。 2 広報 【広報の留意点】 被害認定調査の趣旨や支援制度の概要	主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先	家屋調査班	住家等の被害認定調査の実施		住家等の被害状況	住宅等被害判定会議	倒壊家屋・住宅対策班	被災住宅の応急修理		住家等の被害状況、府からの委任	建設業者	被災家屋の解体		国による特別措置の執行に関する情報	府(国)	第10章 建築物・住宅応急対策 第1節 住居等の対策 【活動実施後に必要な情報の伝達先】 <table><tr><th>主担当</th><th>活動項目別の主な伝達情報</th><th>情報伝達先</th></tr><tr><td rowspan="2">家屋調査班</td><td>住家等の被害認定調査の実施</td><td></td></tr><tr><td>住家等の被害状況</td><td>住家等被害認定会議</td></tr><tr><td rowspan="4">倒壊家屋・住宅対策班</td><td>被災住宅の応急修理</td><td></td></tr><tr><td>住家等の被害状況、府からの委任</td><td>建設業者</td></tr><tr><td>被災家屋の解体</td><td></td></tr><tr><td>国による特別措置の執行に関する情報</td><td>府(国)</td></tr></table> 第1 被害認定調査の実施 1 被害認定調査 (2)被害認定調査(一次調査)の実施 <u>罹災証明書の交付申請のあった住家</u>を対象として、外観目視によって調査・判定する。 (3)被害認定調査(二次調査)の実施 <u>一次調査を実施した住家から申請があった場合、一次調査を実施したが判定に至らなかった場合又は一次調査の対象に該当しない住家の場合について実施する。二次調査時は、原則として申請者の立会の下で立入調査を行う。ただし、倒壊の危険がある等、立入調査ができない相当の理由がある場合は、立入調査が可能になるまでの間、外観目視調査のみでも可とする。</u> (4)被害認定再調査の実施 <u>二次調査実施後、判定結果に関する再調査の申請があった場合には、その申請内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について実施する。</u> 2 広報 【広報の留意点】 被害認定調査の趣旨や<u>制度</u>・支援制度の概要	主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先	家屋調査班	住家等の被害認定調査の実施		住家等の被害状況	住家等被害認定会議	倒壊家屋・住宅対策班	被災住宅の応急修理		住家等の被害状況、府からの委任	建設業者	被災家屋の解体		国による特別措置の執行に関する情報	府(国)	修正 修正 修正 修正 追記
主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先																																		
家屋調査班	住家等の被害認定調査の実施																																			
	住家等の被害状況	住宅等被害判定会議																																		
倒壊家屋・住宅対策班	被災住宅の応急修理																																			
	住家等の被害状況、府からの委任	建設業者																																		
	被災家屋の解体																																			
	国による特別措置の執行に関する情報	府(国)																																		
主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先																																		
家屋調査班	住家等の被害認定調査の実施																																			
	住家等の被害状況	住家等被害認定会議																																		
倒壊家屋・住宅対策班	被災住宅の応急修理																																			
	住家等の被害状況、府からの委任	建設業者																																		
	被災家屋の解体																																			
	国による特別措置の執行に関する情報	府(国)																																		

旧	新	備考																				
- 被災住家等の除去、被害箇所の整理、片づけ等をする旨の警告 - 応急危険度判定との違いについて 二次調査制度について - 罹災証明書等発行スケジュール	- 被災住家等の除去、被害箇所の整理、片づけ等をする旨の警告 - 応急危険度判定との違いについて - 罹災証明書等発行スケジュール	削除																				
第2 住家等被害 判 定会議	第2 住家等被害 認 定会議	修正																				
1 住家等被害 判 定会議の招集	1 住家等被害 認 定会議の招集	修正																				
(1)役割	(1)役割																					
住家等被害 判 定会議は、被害認定再調査結果に基づき、被災程度の判定を行う。	住家等被害 認 定会議は、被害認定再調査結果に基づき、被災程度の判定を行う。	修正																				
(2)招集	(2)招集																					
家屋調査班は、住家等被害 判 定会議を招集する。	家屋調査班は、住家等被害 認 定会議を招集する。	修正																				
(3)構成員	(3)構成員																					
【被害認定 統一 基準】	【被害認定基準】	削除																				
<table><tr><th>被害種類</th><th>認 定 基 準</th></tr><tr><td>住家全壊 (全焼・全流失)</td><td>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。</td></tr><tr><td>住家半壊 (半焼)</td><td>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。</td></tr><tr><td>大規模半壊</td><td>居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上50%未満のもとする。</td></tr><tr><td>中規模半壊</td><td>居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住する</td></tr></table>	被害 種類	認 定 基 準	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上50%未満のもとする。	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住する	<table><tr><th>被害程度</th><th>認 定 基 準</th></tr><tr><td>住家全壊 (全焼・全流失)</td><td>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。</td></tr><tr><td>住家半壊 (半焼)</td><td>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。</td></tr><tr><td>大規模半壊</td><td>居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上50%未満のもとする。</td></tr><tr><td>中規模半壊</td><td>居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住する</td></tr></table>	被害 程度	認 定 基 準	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上50%未満のもとする。	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住する	修正
被害 種類	認 定 基 準																					
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。																					
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。																					
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上50%未満のもとする。																					
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住する																					
被害 程度	認 定 基 準																					
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。																					
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。																					
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上50%未満のもとする。																					
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住する																					

旧				新				備考
		ことが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。				ことが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。		削除
	半 壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。			半 壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。		
	準半壊	家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。			準半壊	家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。		
※ 住家全壊、住家半壊 ：「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。				※「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。				削除
※ 大規模半壊 ：「被災者生活再建支援法の 一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知） 」による。								削除
※ 中規模半壊 ：「被災者生活再建支援法の 一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知） 」による。								削除
※ 準半壊 ：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。 （令和2年3月末時点）								
第2節 応急仮設住宅等の供与				第2節 応急仮設住宅等の供与				
第1 応急仮設住宅				第1 応急仮設住宅				
倒壊家屋・住宅対策班は、災害救助法が適用された場合、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府から委任された場合は、二次災害にも十分配慮したうえで、 応急仮設住宅 を建設し、供与する。				倒壊家屋・住宅対策班は、 <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u> なお、災害救助法が適用された場合、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府から委任された場合は、二次災害にも十分配慮したうえで、 <u>建設型応急住宅</u> を建設し、供与する。				追記
3 応急 仮設 住宅建設用地の選定				3 <u>建設型</u> 応急住宅建設用地の選定				修正
								追記、削除

旧	新	備考
【応急仮設住宅建設の流れ】 The flowchart shows the process from city business (housing damage assessment, decision on number of units and land) to Osaka Prefecture request, leading to construction of emergency temporary housing. It also includes cooperation requests to local builders and the Prefecture Building Association. 【建設上の留意事項等】 (1)生活利便施設の併設 ごみ集積場、案内板、通路・出入り口等の照明、集会所等の設置。 (2)高齢者、障がい者、女性等に配慮した仮設住宅の建設 バリアフリー、手すり・スロープの設置、浴室の工夫、屋外照明の設置等。 (3)応急仮設住宅の規格 プレハブの仕様については、手配できる数量等を考慮して作成する。 建設用地の確保が困難なため、2階建て仮設住宅(集合住宅形式)や単身世帯用住宅等の建設を検討する。 計画・設計段階から意思決定の場に女性職員が参加する。 (4)着工期日 災害救助法適用による応急仮設住宅の着工については、原則として地震発生の日から20日以内とする。	【建設型応急住宅の流れ】 The flowchart shows the process from city business (housing damage assessment, decision on number of units and land) to Osaka Prefecture request, leading to construction of constructive emergency housing. It also includes cooperation requests to local builders and the Prefecture Building Association. 【建設上の留意事項等】 (1)生活利便施設の併設 ごみ集積場、案内板、通路・出入り口等の照明、集会所等の設置。 (2)高齢者、障がい者、女性等に配慮した仮設住宅の建設 バリアフリー、手すり・スロープの設置、浴室の工夫、屋外照明の設置等。 (3)建設型応急住宅の規格 プレハブの仕様については、手配できる数量等を考慮して作成する。 建設用地の確保が困難なため、2階建て仮設住宅(集合住宅形式)や単身世帯用住宅等の建設を検討する。 計画・設計段階から意思決定の場に女性職員が参加する。 (4)着工期日 災害救助法適用による建設型応急住宅の着工については、原則として地震発生の日から20日以内とする。	修正 修正 修正 追記、削除 修正
4 応急仮設住宅の管理 (4)供与期間 災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、原則として完成の日から2年以内とする。	4 応急仮設住宅の管理 (4)供与期間 災害救助法適用による建設型応急住宅の供与できる期間は、原則として完成の日から2年以内とする。	

旧	新	備考
<		

旧	新	備考
第11章 保健衛生、遺体対策、災害廃棄物等の処理 第1節 保健衛生活動 第2 食品衛生管理 保健所・健康管理班は、衛生上の徹底を推進する等の活動を実施する。 第3 被災者の健康維持活動 保健所・健康管理班は、被災者の健康状態及び栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を行う。 第3節 し尿、ごみ及び災害廃棄物等の処理 第3 災害廃棄物等処理 5 応援要請 清掃・防疫班は、市単独で災害廃棄物等の除去・処理が困難な場合は、必要に応じて、関係機関等に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。	第11章 保健衛生、遺体対策、災害廃棄物等の処理 第1節 保健衛生活動 第2 食品衛生管理 保健所・健康管理班は、<u>食品</u>衛生上の徹底を推進する等の活動を実施する。 第3 被災者の健康維持活動 保健所・健康管理班は、被災者の健康状態及び栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を行う。<u>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</u> 第3節 し尿、ごみ及び災害廃棄物等の処理 第3 災害廃棄物等処理 5 応援要請 清掃・防疫班は、市単独で災害廃棄物等の除去・処理が困難な場合は、必要に応じて、<u>府や</u>関係機関等に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。	追記 追記 追記

旧	新	備考
第14章 自発的支援の受入れ 第1節 ボランティアの受入れ 市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、八尾市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。 第4 災害ボランティアの支援	第14章 自発的支援の受入れ 第1節 ボランティアの受入れ 市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、八尾市社会福祉協議会、<u>おおさか災害支援ネットワーク</u>、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。 第4 災害ボランティアの支援 3 <u>片付けごみの収集運搬</u> <u>清掃・防疫班は地域福祉班と連携し、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</u> 第16章 災害救助法の適用 市は、災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法(昭和22年法律第118号)に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にあり災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助を行う。	追記 追記 追記

旧	新	備考
災害復旧・復興対策 災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第1節 復旧・復興事業の推進 第1 被災施設の復旧 2 災害復旧事業計画の作成 - 公共都市基盤施設災害復旧事業計画 - 農林水産業施設復旧事業計画 - 都市施設等災害復旧事業計画 上水道災害復旧事業計画 - 住宅災害復旧事業計画 - 社会福祉施設災害復旧事業計画 - 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画 - 学校教育施設災害復旧事業計画 - 社会教育施設災害復旧事業計画 - 中小企業の振興に関する事業計画 - 復旧上必要な金融その他資金計画 - その他の計画 4 災害復旧事業の実施 市、府等は、災害によって被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。	災害復旧・復興対策 災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第1節 復旧・復興事業の推進 第1 被災施設の復旧 2 災害復旧事業計画の作成 - 公共都市基盤施設災害復旧事業計画 - 農林水産業施設復旧事業計画 - 都市施設等災害復旧事業計画 - 住宅災害復旧事業計画 - 社会福祉施設災害復旧事業計画 - 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画 - 学校教育施設災害復旧事業計画 - 社会教育施設災害復旧事業計画 - 中小企業の振興に関する事業計画 - 復旧上必要な金融その他資金計画 - その他の計画 4 災害復旧事業の実施 市、府等は、災害によって被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。 <u>市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合に</u>	削除 追記

旧	新	備考								
5 迅速な現状復旧 府は、特定大規模災害(著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害)を受けた市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。	5 迅速な現状復旧 府は、<u>指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村</u>から要請があり、かつ<u>当該市町村</u>の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、<u>当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当</u>であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲<u>内</u>で、<u>当該</u>工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。	修正 修正 修正 追記・修正・削除								
第2節 被災者の生活再建	第2節 被災者の生活再建									
第1 生活再建支援を行うためのシステム	第1 生活再建支援を行うためのシステム									
市は、被災者の生活再建支援のため、迅速な被害調査と罹災証明書の発行や、被災者支援を包括的に実施する被災者台帳を作成する被災者 生活再建 支援システムを活用する。	市は、被災者の生活再建支援のため、迅速な被害調査と罹災証明書の発行や、被災者支援を包括的に実施する被災者台帳を作成する被災者支援システムを活用する。	削除								
第2 罹災証明書等の発行	第2 罹災証明書等の発行									
2 罹災証明書の発行 【罹災証明の範囲】 <table><tr><th colspan="2">住 家</th></tr><tr><td>被害の程度</td><td>全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない</td></tr></table> (備考) 被害の程度の認定基準については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和3年)内閣府に定めるとおり。 (2)発行の手続 災害窓口班は、罹災証明書発行申請に対して、被害調査票等(被災者生活再建支援システム)によって確認のうえ発行するとともに、その旨を被災者台帳(被災者生活再建支援システム)に記録する。	住 家		被害の程度	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない	2 罹災証明書の発行 【罹災証明の範囲】 <table><tr><th colspan="2">住 家</th></tr><tr><td>被害の程度</td><td>全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない <u>(一部損壊)</u></td></tr></table> (備考) <u>被害の認定基準については、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知」による。</u> (2)発行の手続 災害窓口班は、罹災証明書発行申請に対して、被害調査票等(被災者支援システム)によって確認のうえ発行するとともに、その旨を被災者台帳(被災者支援システム)に記録する。	住 家		被害の程度	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない <u>(一部損壊)</u>	追記 修正 削除 削除
住 家										
被害の程度	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない									
住 家										
被害の程度	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない <u>(一部損壊)</u>									

旧	新	備考
4 罹災証明書等発行の広報 災害窓口班は、報道広報班を通じて罹災証明書等発行の時期と場所、申請に必要な持ち物等に関する広報を実施するとともに、報道関係機関と連携し、被災者へ周知徹底する。 ● 発行期間 ● 発行窓口の場所 ● 申請に必要な持ち物 ● 二次調査制度について 第7 被災者生活再建支援金	4 罹災証明書等発行の広報 災害窓口班は、<u>家屋調査班と連携し</u>、報道広報班を通じて罹災証明書等発行の時期と場所、申請に必要な持ち物等に関する広報を実施するとともに、報道関係機関と連携し、被災者へ周知徹底する。 ● 発行期間 ● 発行窓口の場所 ● 申請に必要な持ち物 ● <u>被害認定調査の趣旨及び制度</u> 第7 被災者生活再建支援金	追記 修正 追記
1 被災者生活再建支援制度の概要 (4)支給額 イ 単数世帯(世帯の構成員が単数)の場合 〈基礎支援金〉住宅の被害程度に応じた支援金額 〈加算支援金〉今後の住まいをどうするかに応じた加算支援金額	1 被災者生活再建支援制度の概要 (4)支給額 イ 単数世帯(世帯の構成員が単数)の場合 〈基礎支援金〉住宅の被害程度に応じた支援金額 〈加算支援金〉今後の住まいをどうするかに応じた加算支援金額 <u>※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。(中規模半壊世帯は1／2)</u>	追記